

経済と経営 24-4 (1994. 4)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」,

「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 部・第 I 章——第 XII 章)

第 X 章 (III——C, 7) ——15))

鈴木 秀 勇

7) さて, つぎに, a) 「交換上の正義」の規定にたいする・DC・L の〈異論〉は, 以下のとおりである。

ア) DC・L は, 既に見たとおり, 「正義」の「区分」とは, 「同等の・ある区分」にほかならぬ, とし, 〈二つ〉の「同等」のうち, 〈第二〉の「同等」・「他方の同等」について, 「こうした同等は, 等比比例と同一の事柄である」ことを示したが, そのあとに, つぎのように述べている。(同上・『自由』・第三章・第六節)。

「だがしかし, この同等が, 正義にとって, どのような関係があるというのか。なぜなら, 私が, できる限り高い価値で (quānti pōssmus [クヴァンティー・ポ・オッスムウス]), 私の財貨を販売するにしても, 購買者が, その財貨を求めている (vōluit [ヴォルウイト]), いな, 渴望している (pētiit [ペティイト]) のであれば, その購買者には, なにらの侵害も生じはしないからであり, …」¹²⁾。

12) DC・LW, p. 111 ; DC・LO, p. 185

b) この異論の〈論理〉は、EoLのそれと、〈同一〉である。

c) ア) と同時に、その〈論理〉が提起している〈問題〉もまた、EoLの場合と、〈同一〉である。

イ) なぜなら、 i) 「私が、できる限り高い価値で…私の財貨を販売するにしても、購買者が、その財貨を…渴望している…」という論述の中には、
ii) 暗黙のうち、

α) 「購買者」が「その財貨を渴望している」のに乗じて、「できる限り高い価値」へ〈引き上げられる〉以前の・ある・〈客観的〉な〈販売「価値」〉と、

β) 上記の・「購買者」の「渴望」に〈依存〉する・〈主観的〉な〈販売=購買「価格」〉との《双方》が、〈設定されて〉いるのであるが、

iii) しかし、 α) 一方の・〈販売=購買「価格」〉の〈主観的〉決定の《根拠》と、

β) また、その・〈主観的〉な〈販売=購買「価格」〉によっては、「購買者」に「なんらの侵害」も生じないことの《根拠》とは、

γ) 「購買者」の・当の「財貨」にたいする「渴望」におかれているのにひきかえ、

iv) 他方の・〈客観的〉な〈販売「価値」〉の〈客観性〉の《根拠》の方は、EoLにおけると等しく、〈なんら示されていない〉からである。

8) さらに、Lev・E, Lev・Lに至ると、

a) ア) 〈客観的〉な〈販売「価値」〉の〈設定〉は、全く姿を消して、

イ) 〈反論〉の内容は、ただ、

i) 「等差比例」に基づく「交換上の正義」の規定によるならば、「交換」は〈行われえない〉ことになる、とする立論と、

ii) 〈販売=購買「価格」〉は、ひたすら〈主観的〉にのみ〈決定される〉、とする立論と、

iii) および、かくして〈決定される〉「価格」が、「正当な」ものである、

とする立論と、——になる。

すなわち、

b) 両著作は、本稿・前出・5)のように、二つの「正義」を規定したのにつづいて、上記・〈三つ〉の立論を、こう述べている。

Lev・E (同上・第十五章・「第十四パラグラフ」) 「[1.] これは、まるで、私たちが、購買する場合よりも高額で (dearer) [同一の物を] 販売するのは、不正義である、とでも言うようなものであり、…。[2.] [しかしながら] その取得を目的に約定が交された・あらゆる物の価値 (the value) は、約定当事者たちの欲求 (the Appetite) によって決定される (measured) ものであり、[3.] そして、それゆえ、正当な価値 (the just value) とは、約定当事者たちが満足して (be contented) 支払う価値なのである」¹³⁾。
([1.], 等は、引用者による)。

Lev・L (同上・第十五章・「第十二パラグラフ」) 「[1.] これは、まるで、私たちが、購買した場合よりも高額で (plûris [プルウーウリイス]) [同一の物を] 販売するのは、不正である、とでも言うようなものである。[2.] [しかしながら] すべての物の価格 (prétium [プレエツィウム]) は、約定を交す人々の欲求 (appetîtus [アッペティートゥス]) によって決定される (æstimâtur [アエスティマァーアトゥル]) のであり、[3.] (したがって、正当な価格とは、購買者と販売者との双方が合意する (cōnsēntiunt [コォンセェーンツィウント]) 価格なのである」¹⁴⁾。

c) ア) i) 上掲のうち、Lev・E, Lev・L いずれもの〈第一〉の立論——
Lev・Lの言を以ってすれば、「これは、まるで、…購買する…よりも高額で
[同一の物を] 販売するのは、不正義である、とでも言うようなものであり、

13) Lev・E, p. 208

14) Lev・L, p. 116

…」, という立論——は, 確かに, アリストテレスにおける・いわゆる「交換上の正義」が「等差比例」の中に成り立つ, という規定にとっては, 《致命的反論》である。

ii) なぜなら。α) 「等差比例」の中に「交換上の正義」が存する, とすれば,

β) 「等差比例」とは, <売買> にあって, 「販売者」の「利得」と「購買者」の「損失」とが, それぞれ「同等」であることに, ほかならない。

γ) しかし, アリストテレスは, 「利得」と「損失」の・それぞれの「同等」を, 後出・イ) のように <理解> しているため,

δ) 上記の「同等」とは, 「利得」も「損失」も <生じない> ことを, 意味し,

iii) それゆえ, 同一の財貨について, <販売「価格」> が <購買「価格」> よりも「高い」ことによる「利得」の取得は, 「不正義」であることになり,

iv) したがって, かかる「利得」の取得を目的とする <売買> は, 《行われえない》ことになるからである。

イ) すなわち, アリストテレスは, 『ニーコマクホオスに与うる倫理学』・「第五編」・「第四章」の末尾で, こう言っているのである。

「…損失 (ἡ ζημία [ヘー・ゼーミイア]) と利得 (τὸ κέρδος [トオ・ケルドオス]) という名辞は, 意志に基づく交換 (ἡ ἐκουσίως ἀλλαγὴ [ヘー・ヘクウスイオス・アッラァゲエー]) から, 生じたものである。すなわち, 例えば, 購買, 販売, および, 法が保証を与えた限りでの・他の交換にあって, 当初から (ἐξ ἀρχῆς [エクス・アルクヘーエス]) 自分の持分 (τὰ αὐτοῦ [タァ・ハアウトウーウ]) であったより以上のもの (τὸ πλεον [トオ・プレオン]) を取得すること (ἔχειν [エクヘイン]) が, 利得を入手すること (κερδαίνειν [ケエルダイネイン]) と呼ばれ, 当初から自分の持分であったより以下のもの (τὸ ἐλαττον [トオ・エラットオン]) を取得することが, 損失を蒙ること (ζημιουῦσθαι [ゼーミウーウストハ

アイ))と呼ばれるのである。しかし、自分も持分が、より以上のものにもならず、より以下のものにもならず、同一・不変のもの(ἀντὰ <τα> δι' ἀντῶν [アウタァ・<タァ>・ディ・アウトオーオン])である場合に、己れ自身の持分(τὰ ἀντῶν [タァ・ハアウトオーオン])を所持している、と言われるのであって、損失を蒙ったとも、利得を入手したとも、言われないのである。それゆえ、意志することに基づいている交換にあっては、総じて利得と損失との中間(μέσον [メエソオン])が、すなわち、交換の以前も以後も同等である持分(τὸ ἴσον … καὶ πρότερον καὶ ὕστερον [トォ・イオオン・… カァイ・プロォテェロオン・カァイ・ヒュステェロオン])を所持することが、公正(τὸ δίκαιον [トォ・ディカァイオン])なのである」¹⁵⁾。

i) このようにして、アリイストォテェレェースが言う「購買」、その他の「交換」は、――

α) 「利得」・「損失」のいずれもが<生じない>ことが「公正」とされる「交換」であり、

β) それゆえ、「公正」を得んとすれば、「利得」は「入手」されないゆえに、<行われえざる>「交換」である、――という《矛盾》の中にあるものである。

iii) EoLが、この《矛盾》を衝いたのは、まさに<当然>のことである。

iv) つぎに、α) アリイストォテェレェースが、「利得」ないし「損失」を、「当初から自分の持分であったより以上のもの」、ないし、「より以下のもの」、と規定するのみにとどまったのは、《誤り》であって、本稿・後出でプラァトォーンについて見るとおり、なによりもまず語られるべきであったのは、

15) Ἀριστοτέλης : “Ἠθικὰ Νικομάχεια.” Aristótelis Éthica Nicomáchea. Recognôvit brevique adnotatiône críticâ instrûxit L. Bywater. Oxoniî, Typographum Clarendoniânum. 1979. Oxford U-P. p. 98. Bekker, 1132 · b ; Bywater, 1132 · b, 12–20

「交換」が〈行われぬ〉ことによる「損失」、〈行われる〉ことによる「利得」であったのであり、

β) さらに、アリイストテレーエス自身は、ついに、〈とらええなかつた〉が、プラトーンの所論から知られるように、「時間」によって〈測られる〉・「生産」に「支出」される「労働力」の「量」に基づく〈販売「価値」〉によって、「交換上の正義」を規定すべきであったのである。

d) ところで、ア) Lev・E, Lev・Lによる・〈第二〉と〈第三〉との立論は、

i) α) 「約定」の場合、「あらゆる物」の「価値」・「価格」は、「約定当事者たち」の〈主観的〉「欲求」に〈左右〉され、

β) 「当事者」の「双方」が「満足して支払う」・「合意する」、という意味での〈客観性〉だけが、「価値」・「価格」を、「決定」し、かつ、「正当」ならしめる、——というものであって、

γ) EoLでは明示的に、DC・Lでは暗黙のうちに、〈設定されていた〉・「販売」される「物」自体の・〈客観的〉な〈販売「価値」〉は、〈姿を消している〉。

イ) i) 〈姿を消した〉理由もまた、本稿・前出・6), c), イ) に述べたと等しく、アリイストテレーエスの立論の《不成立》にある。

ii) すなわち、プラトーンが示しているように、

α) 「交換」が、〈社会的分業〉の「仕方」による「生産」と〈表裏一体〉のものとして、行われざるをえない〈必然性〉と、

β) そして、その「交換」は、「生産」に「支出」され「時間」によって〈測られる〉・「労働力」の「量」に依存する〈交換価値〉にしたがうものであることを、

iii) アリイストテレーエスは、α) 全く顧みずに、

β) 「交換」の〈成立〉を、二種類の〈商品〉がそれと「交換」される・「貨幣」の「量」の〈同等〉に基づかしめる立論を、とるのみであって、

γ) そのさい、各〈商品〉が当該の「貨幣」「量」と〈交換〉される《根拠》

について、〈なんら語るところがない〉ため、

δ) 上記・β) の立論は、《不成立》に終るのであるが¹⁶⁾、

iv) α) 連繫四著作は、この・β) の立論の《不成立》を見落して、アリイストオテエレースの所説にしたがい、

β) ために、とりわけ Lev·E, Lev·L にあっては、上記の・「販売」される「物」自体の・〈客観的〉な〈販売「価値」〉の〈設定〉すら〈姿を消し〉、

γ) 「財貨」の〈販売「価値」〉が、「約定当事者」の「渴望」のみに〈左右〉され、すなわち〈主観的〉に「決定される」、とする立論のみを〈残存〉せしめるに至ったのである。

9) ここで、転じて、「配分上の正義」の規定にたいする・連繫四著作の〈反論〉を見れば。

a) まず、EoL は、つぎのように〈駁論〉する。

(同上・第一部・第十六章・第五節) 「また、私たち自身 [国家] が分与する報賞 (benefits) の配分の中に成り立つ・配分上の正義について言えば、あるもの [分与される榮譽, 金銭] が、私たち [国家] 自身のものである、と言われる理由は、私たち [国家] が、そのものを、私たち [国家] 自身の好きなように (at our own pleasure) 処分することができる (may dispose of it), というところにあるのであるから、私たち [国家] からの授与物 (liberality) が、ある人に向かってよりも、別の人に向かっていっそう豊富に拡大されるにしても、私たち [国家] が、前者の・ある人に授与物を与えるよう、合意 (covenant) によって拘束されている (obliged) のでない限り、その拡大は、前者の・ある人にたいする侵害では、ありえない¹⁷⁾。

16) 本・『経済と経営』所載の別稿・「いわゆる『価値形成基体』としての「労働」と、「労働の継続時間」ないし「労働時間」とについての諸理論。——プラエトーン, A. スミス, K. マルクス, および, アリイストオテエレース——」を、参照戴きたい。

17) EoL, p. 84

ア) この駁論の〈論理〉は、あらためて言うまでもなく、——

i) 「国家」が、「国政」にたいする「功罪」にたいして与える「授与物」は、「国家自身のもの」であり、

ii) 「国家自身のもの」であるとは、「国家」が、自らの「好きなように、処分することができる」ことであるのであるから、

iii) ここから〈帰結〉するのは、——「国家」は、 α) 「功績」の〈大〉なる人に、〈大〉なる「報賞」・「授与物」を、そして、「功績」の〈小〉なる人に、〈小〉なる「授与物」をと、「等比比例」にしたがって〈分与〉するようには、いささかも「拘束」されては《いない》のであって、

β) 自らの——もとより、「国政」にたいする「功罪」という〈限界〉の内部において、ではあるにせよ——「好きなように」、という〈主観性〉にしたがって、

γ) 「好きな」の市民に、「好きな」〈量〉の「授与物」を分与する《自由》を有するのであり、

δ) それゆえ、「功績」の〈小〉なる人に、〈大〉なる「授与物」を分与するにしても、それは、「功績」の〈大〉なる人にたいする「侵害では、ありえない」、——という〈論理〉である。

イ) i) EoLは、上述した〈論理〉によって、「等比比例」に基づく「配分上の正義」の規定を〈抹消〉し、

ii) すなわち、「授与物」の「配分」を、「国家」の意向の〈主観性〉と《自由》とに、〈依存〉せしめるのである。

b) ア) ただし、上の〈論理〉の《外部》にある事態は、もとより、——

i) 「国家」と、当該の・「功績」の〈大〉なる人との間で、——「国家」は、この人に、〈大〉なる「授与物」を分与する、——という「合意」が、成立しているのであれば、

ii) α) 「国家」は、この「合意」により「拘束」されるのであって、

β) すなわち、この場合には、「国家」は、前述の〈主観性〉と《自由》と

を有しえない、——ということである。

iii) 上記の事態は、ほかでもなく、—— α) 「国家」が、かかる「合意内容」の「不履行」を犯すこと、すなわち、「合意違反」を犯すことは、

β) EoL にあって既に述べられた・「第三の法」にたいする「違反」として、「侵害」であり、「行動」における「不正義」である、——という〈論理〉に基づくものである。

イ) そして、前述の〈論理〉の《外部》にある・この事態が、

i) EoL の・これまでの立論に〈合致〉するものである、と同時に、

ii) 「配分上」の「正義」ならびに「不正義」とは、〈本来〉、いずこに成立するものであるか、を告げることになるのである。

ウ) すなわち。 i) 「配分上の」「正義」とは、前述の〈論理〉の《外部》にある事態——「国家」が、「功績」の〈大〉なる人と交した「合意」に「拘束」されること——すなわち、「合意内容の履行」——の中に存し、

ii) 「不正義」とは、「合意内容の不履行」であり、

iii) しかるに、他方、「配分」の「同等」・「不平等」は、(先述の〈論理〉によって〈消滅〉しているのであるから)、「配分上の」「正義」・「不正義」には、既に〈無縁〉である、——というのである。

エ) 果たして、以上を、EoL は、「第五節」を閉じるにあたって、つぎのように述べている。

「こうして、不正義は、かの合意への違反(the violation of that covenant)にあるのであって、配分の不平等にあるのでは、ない」¹⁸⁾。

10) 上に見た・EoL の論述にひきかえ、DC・L は、EoL が反論の〈論理〉の《外部》においた事態を、自らの〈論理〉として、「配分上の正義」の規定を〈消去〉するのである。

18) EoL, p. 84

(同上・「自由」・第三章・第六節) 「…、そしてまた、私 [国家] が、自らの資産から、より大きな (plus [プルゥーウス]) 功績のある人に、より少ない (minus [ミィヌウス]) 額のを分与したにしても、私 [国家] が与えた・その額が、私 [国家] の約束してあった (pactus sum) ものであるのならば、両者 [国家と、その人と] にとって、侵害は生じない…。このことは、われらの救い主・クフリーイストゥス・神自らが、福音書の中で証言しているところである」¹⁹⁾。

a) ア) すなわち、DC・Lがここでとる〈論理〉は、

i) α) 「功績」の〈大〉と「分与」の「額」の〈大〉との対応と、「功績」の〈小〉と「分与」の「額」の〈小〉との対応が〈つくり出す〉「同等」(「等比例」)に、〈優越〉する・あるものがあるのであって、

β) それは、「功績」の〈大〉と「分与」の「額」の〈小〉とにかかわる・「国家」と当該の「人」との「約束」、いな正しくは、「約束」の〈拘束力〉、である、——というものである。

ii) この〈論理〉は、——「功績」の〈大〉・〈小〉；ないし「分与」の「額」の〈大〉・〈小〉という・《物事》の要素に〈優越〉するのは、「約束」が「第三の法」にしたがって有する・「約束内容の履行」への〈拘束力〉という・《法》・《命令》の要素である、——ということに、基づいている。

iii) そして、この〈論理〉をDC・Lに〈着想〉させたのは、上掲で、「われらの救い主・クフリーイストゥス・神自らが、福音書の中で証言している…」と書かれてはいるが、おそらく、パウロの『ローマにある信仰者たちに宛てる書簡』の下掲・「第八章」・「第十八節」の言葉である、と思われる。

同・『書簡』・「第八章」 「第十四句」、以下。

「¹⁴神の霊によって導かれる限りの者、その者たちが、神の子である。…¹⁶

19) DC・LW, p. 111 ; DC・LO, p. 185

まさしくこの霊が、我らの霊に証しているのは、我らが、信仰者として神の子である、ということである。¹⁷しかるに、我らが、子であるならば、我らは、また、相続人であり、神の相続人であり、クフリイストオスと共同の・神の相続人である。ただし、それは、我らが、クフリイストオスと共同に栄光を与えられんがために、クフリイストオスと共同に苦難を蒙るならば、である。¹⁸しかしながら、私の思うに、現在の時にあって蒙る苦難(τὰ παθήματα [タァ・パァトヘエーマタァ])は、来たるべき時にあって我らに開き示されると定められている(μέλλουσα [メルルウサァ]) 栄光(δόξα [ドォクサァ])に比すれば、価値なきもの(οὐκ ἄξια [ウク・ァクスイァ])である²⁰。

α) すなわち、ここに言われる「現在の時にあって蒙る苦難」が、「功績」に当たり、「来たるべき時にあって我らに開き示される…栄光」が、「授与物」・「報賞」に当たる。

β) そして、「現在の時にあって蒙る苦難」——「功績」——ととも、「来たるべき時にあって我らに開き示される…栄光」すなわち「神の相続人となる」こと——「授与物」・「報賞」——という・〈大〉なるものに比すれば、「価値なきもの」・〈小〉なるものであって、その間に、「比例」は、〈存在しない〉。

γ) しかも、この・〈大〉なる「授与物」は、「神」ないし「神の子・イエスウーゥス」によって、「定められている」ものであり、すなわち、〈破棄されることのありえない〉「約束」によって分与されるのである。——

δ) この言葉が、前述の〈論理〉を〈着想〉せしめた、と解するのは、多分、不当ではない、と思われる。

イ) i) ところで、この〈論理〉にしたがえば、当然、「約束」の「遵奉」・「約束内容の履行」のみが、「正義」となるのであるから、

20) “Πρὸς Ῥωμαίους.” (“Epístola Béati Pávli Apóstoli ad Rōmānōs.”) 8, 14–18
NT. p. 407

ii) 上記の〈論理〉によって、「配分の」「正義」なる規定は、〈消滅〉することになる。

ウ) i) もとより、「約束内容」として、「功績」の〈大〉、および、「分与」の「額」の〈小〉という要素が残るが、

ii) これは、「等比比例」という「同等」が〈否定〉されることによって〈残存〉する「不平等」であるに、すぎない。

b) ア) i) こうして、既述のように、「交換上の」「正義」の規定が〈解消〉したのとひとしく、今また、「配分上」の「正義」の規定も〈消滅〉した。

ii) すなわち、あの「通俗に言われる」「正義」は、〈二つ〉ながら、〈存在しえない〉ものなのであり、「正義」の・〈二つ〉の〈規定〉は、〈成立しえない〉ものである。

iii) してみると、「通俗に言われる」のは、 α) 「正義」の「区分」では〈なかつた〉のであって、

β) 「正義」とは〈無関係〉に、「等差比例」という「同等」と、「等比比例」という「同等」とがある、ということに〈すぎなかつた〉のである。

イ) それゆえ、こう結論されるのである。

(同上・第六節) 「したがって、通俗に言われる区分は、正義の区分ではなくて、同等の区分である」²¹⁾。

11) a) ア) さて、上述されたところは、「交換上の正義」と「配分上の正義」との〈規定〉が〈抹殺〉されたことのみならず、二つの「正義」そのものが、〈消滅〉したことを、意味するが、

イ) しかし、DC・Lにとって、「正義」そのものの概念は、確在している。なぜなら、

i) 「正義」とは、「行動」にあつては、「契約の遵奉」・「契約内容の履行」

21) DC・LW, p. 111 ; DC・LO, p. 185

の「命令」たる「自然が定めている・第三の法」にくしたがう」ことであつたし、

ii) そして、それは、既述のように、「契約内容の履行」、すなわち、「契約内容」たる・「権利」の〈移行〉の上で、「契約」当事者双方の間に、〈偏奇〉が〈ない〉こと・〈無偏〉・〈不偏〉であることであつたからである。

ウ) しかるに、〈偏奇〉の〈ない〉こと・〈無偏〉は、それが「比例」としての「同等」ではないにしても、ある「同等」であることは、言うまでもない。

b) ア) このところから、 i) 二つの「比例」の中に成立する、とされる「交換上の正義」と「配分上の正義」とを〈払拭〉したDC・Lは、

ii) α) 上記・a), ウ) の・〈無偏〉としての「同等」に基づいて、

β) 「比例」に〈かかわりがなく〉、

γ) しかも、「契約」の〈域外〉においても成り立つ「正義」を構想して、

δ) それを、つぎのように、規定するのである。

「とはいえ、おそらく、正義とは、[通俗に言われるのとは] 別の・ある同等である、ということは、否定されえない。すなわち、疑いもなく、正義は、もっぱら、以下のところにあるにほかならない。それは、私たち万人は、自然に基づいて、平等であるのであるから、一方の人間は、契約(pácta)によって、その分ノ権利ヲわが身に獲得したのでない限りは、他方の人間に容認する以上ノ権利ヲ、わが身に横取りする(árroget [アッロオゲェト]) ことを、してはならない、ということである」²²⁾。

ウ) すなわち、 i) 「万人」の〈各人〉が、——「契約」によって「同等」に「獲得」した分の「権利」を除いて、——〈相互に「同等」である、と「容認」し合う・相互の「もの」を、「同等に」〈所有〉すること、

22) DC・LW, p. 111 ; DC・LO, p. 185

ii) それで、「正義」である、と規定されるのである。

c) しかしながら、上掲の・DC・Lの論述は、「第三の法」との関連における・「正義」の規定にたいして、きわめて《異質》である。

その・《異質》であることが、なにに起因するか、をたずねることは、一つの・新たな論題に導くものであって、この論題については、本・『経済と経営』・前号から、稿を別にして、述べることになった。

12) DC・Lが、上掲・「第六節」全体の〈結語〉とするのは、やはり、「第三の法」に〈したがう〉「行動」を、「正義」と規定することであり、「第三の法」に〈したがわざる〉「行動」を、「不正義」と規定することである。

すなわち、こう言われる。

「にも拘らず、上述したところは、正義ノ・通俗に言われている区分が、たとえ、ほとんど万人によって受け容れられたものであるにせよ、その区分にたいする反論たるべきものであり、上述したところの目的は、なんびとも、上に定義されたのと異なって、侵害トハ、信頼 (fidēs [フィデュース]) の破棄 (violātio [ウィオラァーツィオ])、ないしは、契約 (pācta [パァクタァ]) の違反 (violātio) とは別の事柄である、などとは考えないようにするところに、ある」²³⁾。

13) a) さて、つぎに、「配分上の正義」にたいする〈論駁〉にあたり、

ア) 先行する EoL が、「授与物」の〈授与者〉たる「国家」の《自由》を、また DC・L が、「功績」と「授与物」との〈乗離〉を内容とする「約束」の〈拘束力〉を、それぞれ、〈論理〉の中心におく〈根拠〉を以てしたのにたいし、

イ) Lev・E, Lev・L は、 i) 一つには、「報賞」は、「好意」に基づいて

23) DC・LW, p. 111 ; DC・LO, pp. 185—186

「分与」されるものであって、「正義」・「権利」により「当然」のこととして「分与」されるべきものであるのでは、ない、という〈論理〉によって「配分上の正義」を〈払拭〉する立論と、

ii) 二つには、「配分上の正義」——むしろ「真実に、正しい配分」——なる概念は、「調停裁判官の正義」を表示するものである、とする立論とに、拮っており、

ウ) そして、この二つの立論の間に、——「本来から言えば」、「交換上の正義」とは、諸「取引」を成立せしめる「約定」の「合意内容の履行」であり「契約の遵奉」である、——とする・「第三の法」についての所論の[・]原[・]点[・]に[・]立[・]つ—— Lev・E, Lev・L 自らが言うところの——「交換上の正義」の規定を、挿入している。

b) 上記のうち、〈第一〉の立論は、以下のとおりである。

Lev・E (同上・パラグラフ) 「また、褒賞 (Merit) は、(合意 (covenant) による報賞は、別である。なぜなら、この場合には、一方の当事者の側での履行は、他方の当事者の履行と、対等であり、それゆえ、合意による報賞は、交換上の正義に属するものであって、配分上の正義には属さないからである)、正義によって当然に与えられる (due by Justice)、という性質のものではなく、もっぱら好意からのみ (of Grace only) 報いられるものなのである。それゆえ、前掲の区分は、その区分が通常解釈される意味では、正しいものではない」²⁴⁾。

Lev・L (同上・パラグラフ) 「ところで、褒賞 (Méritum [メェリットゥム]) とは、約定の場合にあって、先に履行する一方の当事者が、他方の当事者もまた、後日に履行するように、他方の当事者にたいし履行を請求できる (merēri [メェレエーリィー])、と言われうることを別にすれば、権

24) Lev・E, p. 208

利(jūs [ユウース])に基づくものではなく、好意(grátia [グラァーツィア])に基づくものである。それゆえ、前掲の区分は、その区分が、通常解釈される意味では、正しいものではない²⁵⁾。

ア) この・〈第一〉の立論の〈論理〉は、再言すれば、下記のとおりである。

i) 「報賞」・「褒賞」とは、「功績」にたいし、「国家」の「好意」により、「分与」されるものであって、

ii) α) その「好意」とは、当然、「授与者」たる「国家」の〈自発〉のものであり、すなわち〈拘束を受けぬ〉ものであるから、「正義」を成立せしめる「第三の法」による〈拘束〉をも、受けず、

β) したがって、「正義」によって生ずる「権利」にも、〈無縁〉である。

イ) i) こうして、「報賞」・「褒賞」は、「正義によって当然に与えられる、という性質のものではなく」、

ii) それゆえ、また、「権利に基づくものではなく」、であらざるをえない。

ウ) i) さらにまた、「好意」が、「授与者」たる「国家」の〈自発〉のもの、〈拘束を受けぬ〉ものであることは、

ii) α) —「功績」と、それにたいする「報賞」・「褒賞」とが、「等比比例」をなすことが、「配分上の正義」をなす、— という〈規定〉を、

β) 単なる・しかも〈空なる〉「解釈」に帰せしめるものである。

iii) それゆえ、かかる〈空なる〉「解釈」の中で、「正義」を二つに「区分」する・その「区分」もまた、〈空なる〉ものにすぎず、「正しいものではない」のである。——

14) ついで、〈第二〉の立論は、あらためて掲げれば、こうである。

Lev·E (次・「第十五パラグラフ」) 「また、配分上の正義とは、調停裁判官(Arbitrator)の正義なのであり、言い換えれば、なにが正しいか、を確

25) Lev·L, p. 116

定する行動なのである。この行動にあたって、(調停裁判官は、その者を調停裁判官と見做す人々から信頼を寄せられているのであるから (being trusted)), 調停裁判官が、自分に寄せられている信託 (his trust) を履行する場合には、調停裁判官は、各人にそれぞれの・固有のものを、配分している、と言われるのである。このことが、真実に、正しい配分なのであり、(適切ではないにせよ) 配分上の正義と呼ばれることも許されるが、しかし、さらに適切には、公正 (equity) と呼ばれるものである。この公正もまた、一つの・自然が定めている法であり、それは、しかるべき箇所では示されるとおりである」²⁶⁾。

Lev・L (次・「第十三パラグラフ」) 「ところで、配分上の正義とは、調停裁判官 (árbitér [アルビィテェル]) の正義なのであって、調停裁判官は、自分に信頼 (fidēs [フィデェース]) が寄せられているのであるから、この信頼を守る場合には、当事者の各人に、それぞれの・固有のものを、配分しているのである。その他の正義は、公正 (æquitās [アエクウイタァース]) にほかならない」²⁷⁾。

a) ア) Lev・E, Lev・Lが、のちに、『第二部』・「第十八章」に至って、「至高権力保有者」が「国家法」を「制定」し、この「国家法」により、「各人」の「排他自己帰属権」(Propriety)を規定する旨を論ずることは、既に本稿で見たとおり²⁸⁾である。

イ) i) 「各人」の・かかる「排他自己帰属権」について「市民」間に〈紛争〉が生じた時、〈紛争〉の「調停」にあたる「裁判官」には、

26) Lev・E, p. 208

27) Lev・L, p. 116

28) 本稿・前出・II——D, 8), h)。『経済と経営』。第22巻・第4号。1992年3月。

ii) 上記の「国家法」を「制定」する「至高権力保持者」が、「各人」により、「各人」の「自然にしたがう権利」の〈行使〉の「代行者」として「設立」される時に、この「至高権力保持者」に「寄せられて」いたのと〈同一〉の「信頼」が、

iii) 「寄せられている」のでなくてはならない。

iv) そして、その「信頼」の〈内容〉は、

——「調停裁判官」の〈決定〉は、〈常に〉、「公正」に、「各人に、それぞれの・固有のものを、配分する」ところの〈決定〉である、——という性質のものである以外に、ない。

v) なぜなら、「調停裁判官」にかかる〈内容〉の「信頼」が「寄せられている」ことによる〈以外には〉、〈紛争〉にたいする「調停」は、〈行われえない〉からであり、したがって、〈紛争〉の〈終結〉は、〈ありえない〉からである。

ウ) それゆえ、「調停裁判官」が、自らに「寄せられている」・上記の〈内容〉の「信託を履行する」こと、「信頼を守る」こと、すなわち、「調停」の〈決定〉を下すこと——それが、〈とりもなおさず〉、「調停裁判官」が、「各人に、それぞれの・固有のものを、配分している」ことであり、換言すれば、その〈決定〉によって「配分」されたものが、「各人」の〈それぞれに、固有のもの〉なのである。

エ) Lev・E, Lev・L の・〈第二〉の立論の〈論理〉は、上記・a) である。

b) ア) Lev・E, Lev・L は、上掲のとおり、「調停裁判官」の「正義」を、「配分上の正義」としているのであるけれども、

イ) アリストオテ・エレエースに即して言えば、この・「調停裁判官」の「正義」は、むしろ、(トホ・オーマアスによって「交換上の正義」と呼ばれるに至ったが)、もともとアリストオテ・エレエースが、「人と人との間での・物の取得における・是正の正義」・「訂正の正義」と名づけているものに、相当する、と見ることができる。

ウ) なぜなら。 i) 確かに、この「取得」は、当事者の「意志による」「取得」(「購買」「販売」「現物互換」その他)と、「意志によらざる」「取得」(これは、さらに〈二分〉されて、「害意」による「取得」と、「暴力」による「取得」となる)に大別されるのであるから、「各人」の間の「排他自己帰属権」にかかわる〈紛争〉の「調停」は、ここには場所をもたないとはいえ、

ii) α) しかし、かかる〈紛争〉は、「人と人との間での物の取得」をめぐって生ずる以外のものではなく、

β) 「調停」は、その〈紛争〉の「是正」「訂正」であるのであるから、

iii) 「調停裁判官」の「正義」は、「配分上の正義」ではなく、「是正」「訂正」の「正義」と見做される——べき、とは言わぬまでも、——されることが出来るものと、思われるからである。

15) さて、「自然が定めている・第三の法」にかかわり、Lev・E, Lev・L にあって、先に見た・〈第一〉と〈第二〉との間に置かれている・最終の立論は、トホオーマスの言う「交換上の正義」を斥けた Lev・E, Lev・L が、あらためて、「交換上の正義」とは、「本来」は、〈かかるもの〉である、とする規定である。すなわち、

Lev・E (「第十四パラグラフ」) 「本来から言えば、交換上の正義とは、約定当事者の正義であり、すなわち、購買、販売、貸借、貸貸、貸付、借受、交換、現物互換、および約定に属する・その他の取引にあっての・合意内容の履行である」²⁹⁾。

Lev・L (「第十二パラグラフ」) 「交換上の正義とは、本来は、約定を交す人々の正義であり、すなわち、販売と購買とについて、物件の・相互間の授与と受領とについて、貸借について、互換について、また、その他の取引について、約定を交す当事者による・契約の遵奉である」³⁰⁾。

29) Lev・E, p. 208

30) Lev・L, p. 116

a) ア) こうして、アリストオテレーースに発しトホオーマアスを経てスクホオラア派を支配した・いわゆる「交換上の正義」についても、

イ) i) Lev・E, Lev・Lは、一面で、その「正義」が「等比比例」の中に成り立つ、とする規定は、これを〈拒否〉し、

ii) しかし、代って、他面で、「等比比例」を「第三の法」に《置換》することにより、

ウ) 「交換上の正義」を、〈新たな内容〉のもとに規定し直すのである。

b) ア) アリストオテレーースがいわゆる「交換上の正義」について語る時、

i) 立論の対象は、ほとんど、「意志による取得」しかも、〈財貨〉の「購買」・「販売」に限定されているが、

ii) EoLから Lev・Lに至る間にあっても、その点は、〈同一〉である。

イ) しかし、i) 連繫四著作が、「等差比例」の中に成立する、とされる「交換上の正義」を〈拒否〉し、代って、「第三の法」に基づいて、この「正義」を規定した《根拠》は、

ii) DC・Lから Lev・E, Lev・Lにわたって見られたとおり、「正義」が、アリストオテレーースの言うように、「等差比例」の中に存するならば、「交換」は、〈生じない〉・〈行われぬ〉、という《矛盾》に陥るが、

ウ) これにひきかえ、i) 「第三の法」なる「命令」に基づいて、「取引」の「契約」の「遵守」、「合意内容」（「契約内容」）の「履行」の中に、「交換上の正義」を置くことは、

ii) 「正義」についての・EoLに始まる〈基本論理〉を貫くことでもあり、

iii) しかも、同時に、「交換」にかんして、上記の《矛盾》には、〈無縁〉であるのみならず、

iv) 却って、「交換」の〈成立〉を《保証》するものとなる、というところにある。

c) しかし、反面、連四繫著作が犯した《誤謬》は、

ア) i) 一つには, EoL, DC・Lに見られるように, 「購買」・「販売」のさいの〈販売=購買「価格」〉について, これが〈主観的〉に決定される, とし, それの〈根拠〉を挙げているのにひきかえ,

ii) しかし, 〈客観的〉な〈販売「価値」〉を〈設定〉しながらも, その〈客観性〉の〈根拠〉を〈示していない〉, という点にあり,

iii) 二つには, Lev・E, Lev・Lが論ずるとおり, 〈販売=購買「価格」〉は, 〈主観的〉にのみ, 決定される, と断定して, 〈存在すべき〉・〈客観的〉「価値」を, 〈無視〉したところに, ある。

イ) けれども, この《誤謬》は, 本稿・前出・8), d) を再言すれば, 連繫四著作が, あの・二つの「正義」の規定にたいする反論に意を向けるに急であったために見落した・アリイストオテエレーエス自身の・〈成立しえぬ〉立論に, 帰せられるべきものである。

ウ) 前出・脚注・16) に予示したように, i) 本・『経済と経営』所載の別稿・「いわゆる『価値形成基体』としての『労働』と, 『労働の継続時間』ないし『労働時間』とについての諸理論。——プラァトォーン, A. スミス, K. マルクス, および, アリイストオテエレーエス——」は,

ii) 上記の経緯を明白にすることを, 目的とするものである。

(III — C, 終り。以下・III — D, 次号・以降)

『価値形成基体』と『労働時間』 II. (4) — 8))

4) a) ところで, 同時に, 《重要》であるのは, プラァトォーンにおける・「労働」の概念の内容である。

ア) i) プラァトォーンが「労働」を表示するさいに用いている・‘πόνος’ ([ポォノォス]) なる語は,

α) まず, 「動詞」・‘πένεσθαι’ ([ペエネェストハアイ]。「苦勞する」, 「働く」)。ホオメエーロォス以後, 「生活の資を得るために, 働かねばならぬ」, し

たがって、「貧困である」、「困窮している」、の意。「動詞」・‘*πενεῖν*’ ([ペエネエーエイン]。「貧乏である」)との類縁語)に発し、

β) さらに、「動詞」・‘*πνεῖν*’ ([ポオネエーエイン]。初期・ギリシャ語／ホオメエーロオス以前では、「中動相」形・‘*πνεῖσθαι*’ ([ポオネエーエストハイ])のみが、用いられた。「激しく働く」、「苦勞する」、「労働する」、「苦難を蒙る」、「困窮する」)を経たものであって、

ii) それゆえ、‘*πόνος*’は、「仕事」、とりわけて、「激しい仕事」、「労働」、；「勞苦」、「煩勞」；「困苦」；「苦痛」という語意を、もったのである。

イ) 「ギリシャ語」の‘*πόνος*’のみでなく、総じて、「労働」を表わす語は、「勞苦」、「煩勞」を、原意とするものである、と言いうる。

i) 例えば。

α) スミスが「労働」を表示する・イングランド語・‘*labour*’は、「古典ラテン語」の「名詞」・‘*lābor*’ ([ラァボォル])に由来するが、

β) この「名詞」は、「動詞」・‘*labâre*’ ([ラァバァーアレ]。「よろめく」。(‘*lābo*’は、「私は、よろめく／よろめいている」の意))と、および、同じく「動詞」・‘*lābī*’ ([ラァービー]。「滑る」。(‘*lābor*’ ([ラァーアボォル])は、「私は、滑る／滑っている」の意))とから、発して、

γ) 原意は、「滑りやすい場所を、重荷を背負って、よろめき歩くこと」であり、

δ) さらに、その「名詞」・‘*lābor*’から、「動詞」・‘*labōrâre*’ ([ラァボォーラァーアレ]。「力をふりしぼる」、「苦勞する」、「労働する」)が、生じたのであって、

ε) イングランド語・‘*labour*’も、このようにして、やはり、元来は、「勞苦」・「煩勞」を、意味したのである。

ii) また、α) マルクスが「労働」を表示するに用いている・nhd. (「内陸ゲルマン語」中の「新高地ドイツ語」)の,Arbeit’ (ahd. (「古(期)高地ドイツ語」)で,ararbeit’ ; mhd. (「中(期)高ドイツ語」)で,arbeit’)は、

β) 「古典ギリシャ語」の‘ὀρφανός’ ([オルプハアノオス]。 「語幹」は、‘ὀρφαν-’。 「形容詞」としては、「孤兒の」；「見棄てられた」, の意。 「名詞」としては、「孤兒」, の意) に発し,

γ) ‘ὀρφ-’にしたがう「古典ラテン語」の‘ōrbus’ ([オルブウス]。 「語幹」は、‘orb-’ < ‘ὀρφ-’。 「形容詞」としては、「(なにらかの物を)奪われた」；「(親, ないし, 子を)奪われた」(「孤兒の」, 「子を取られた」)；「(保護者・相談する者を)奪われた」, ；「(視力を)奪われた」, の意。 「名詞」としては、「孤兒」, の意) の「語幹」・‘orb-’に,

δ) 「高地ドイツ語」にあって、「(～で) あること」(および, 「集合性」)を示す「後綴」・‘-heit’が付せられた, orb+heit’から, 発音上, ‘-h-’音が脱落し, ‘-o-’音が, 類縁の‘-a-’音に転換した語である, と推測されており,

ε) したがって, 原意は, ‘πόνος’, ‘labour’ とひとしく, 「困苦」, 「困窮」, 「苦悩」にある, と解されている。(Buck : op. cit. col. 539-540)

b) ア) さて, そこで, プラトーンの所論に戻って。「例えば農耕夫」が「支出」する。「四倍の継続時間, すなわち, 四倍の労働」と言われるように, 「継続時間」によってその「支出」の「量」が測られる。「労働」は,

i) 一方では, 「食糧」という・「家屋」とも, 「衣服」, 「履物」とも, 「質の上で相異なる」 「労働生産物」・「使用価値財」の・なにらかの「量」を, 「確保」・「生産」するものであり, 換言すれば, 他とは「相異なる質」の「使用価値」を, <形成>するものであって,

ii) この事情は, <他の・三人>の<生産者>についても, <同一>である。

iii) しかしながら, α) 本稿・後出・8)に見るように, プラトーンにあっては, <社会的分業>は, <必然に>「労働生産物」・「使用価値財」の「交換」を<条件>とし, かつ, 「交換」を結果せしめる<原因>であり, したがって, <社会的分業>と「交換」とは, <表裏一体>であるところから,

β) 「労働生産物」は, 「使用価値財」であること<により>,

γ) 同時に, また「交換価値」をも<担わざるをえない>のである。

iv) それゆえ、「労働」は、〈一面にあっては〉、「使用価値財」を「生産」し、すなわち、——マルクスの表現を以ってすれば、——「使用価値」の「形成者」(die Bildnerin)、「産出者」(die Erzeugerin)であると《同時に》、〈他面にあっては〉、「使用価値財」が〈担う〉「交換価値」の「形成者」・「産出者」でも〈あらざるをえない〉のである。

イ) こうして、 K^1 が、「商品に含まれている労働」は、「双頭／双面一体躯のものである」¹⁷⁾、と言い、 K^2 が「商品に含まれている労働の・双頭／双面一体躯の自然本性」¹⁸⁾と言表している事柄は、

ウ) 既にプラトォンの所論について、語られなければならないもので

17) K^1 , 1) (Paragraph 19) S. 7

以下、本稿での論述、引用にあたっては、すべて、出典である・ K^1 、 K^2 の原文を、脚注に示す。(原文の・本稿における印刷は、 K^1 、 K^2 のコピーに、基づく)。

MEW 刊本は、それが依拠している「第三版」、「第四版」の〈真正性〉が〈編集者・エンゲルスによる損傷を、蒙っていない〉、という保証は存在しないので、本稿は、MEW 版本を、論述のテキストとは、していない。

ただ、脚注において、 K^1 、 K^2 の原文に該当する・MEW 版本の叙述の所在パラグラフとページとは、付記しておいた。

K^1 , S. 7 „Ursprünglich erschien uns die Waare als ein Zwieschlächtiges, Gebrauchswerth und Tauschwerth. Näher betrachtet wird sich zeigen, dass auch die in der Waare enthaltene Arbeit zwieschlächtig ist. Dieser Punkt, der von mir zuerst kritisch entwickelt wurde¹²⁾, ist der Springpunkt, um den sich das Verständniss der politischen Oekonomie dreht.“

MEW, Bd. 23 2). (Paragraph 1) S. 56

いかなる『独和辞典』にも収録されていない、と思われる・上掲の「形容詞」・‘Z/zwieschlächtig’については、本稿・本文の末尾に記した・脚注・17・a) を、御覧戴きたい。

18) K^2 , 2) (Paragraph 1) S. 16

K^2 , S. 16 „Diese zwieschlächtige Natur der in der Waare enthaltenen Arbeit ist zuerst von mir kritisch nachgewiesen worden.¹²⁾“

MEW, Bd. 23 2) (Paragraph 1) S. 56

ある。

c) しかし、言うまでもなく、「労働」が、〈同時に〉上記・二つの「価値」の〈形成者〉で〈あらざるをえない〉にせよ、《問題》は、〈いかにして、あることができるか〉、である。

ア) プラトーンは、*‘χρόνος τε και πόνος’*（「継続時間すなわち労働 [労苦・煩勞]」）として、「継続時間」を「労働」と《等置》している。

イ) この《等置》は、 i) 「労働」の「支出」の「量」が、「時間」によって〈測られる〉 (*μετρεῖσθαι* [メトラーエイストハイ]) ことを、

ii) 逆に言えば、「時間」が、「労働」の「支出」の「量」の〈尺度〉 (*μέτρον* [メトロオン]) であることを、意味するものである。

ウ) しかるに、「時間」は、もとより、全く「質」をもたず、〈無質〉であり、すなわち、ただ、「量」を、マルクスの言う「時間部分」 (*Zeitt[h]eile, Zeitraum*; *‘καιρός’* ([カアイロオス]) を、有するにすぎない。

エ) それゆえ、 i) かかる・「量」のみを有するものとしての「時間」を自らの「支出」の「量」の《尺度》とし、それによって自らの「支出」の「量」が《測られる》「労働」もまた、

ii) 自ら《無質》ないし《等質》でなければ、ならない。

オ) i) しかるに、 α) 例えば、「農耕夫」の「食糧」「生産」の「労働」は、「食糧」「生産」という〈目的〉に〈適合〉した「質」を有し、

β) また、「建物建築職人」の「家屋」「生産」の「労働」も、また、「織布職人」の「労働」も、そして、「履物製作職人」の「労働」も、いずれも、各々の〈目的〉によって〈確定〉された「質」をもたざるをえない。

ii) すなわち、これら〈生産者〉の「労働」は、 K^1 , K^2 による例示を以つてすれば、「縫製職人労働」 (*Schneiderei*) と「紡織職人労働」 (*Weberei*) とが相互の間において「質の面で相異なる労働」 (*qualitativ verschiedene Arbeiten*) たるのと、同類である。

d) ア) i) プラトーンの時代の「ヘエッラテス」 (*‘Ελλάς*・「ペロ

ポオンネエーソオス半島」に対する「中部ギリシャ」),あるいは,アトヘエーエナアイに限定しても,そこには,もとより,「農耕」の「労働」と,「家屋建築」の「労働」,「衣服」生産の「労働」,「履物製作」の「労働」との間に,「労働」の・上記のような《異質性》が存在し,

ii) また, スミスの言う・「労働」の〈難易〉の相違,「工夫」の〈大小〉の相違も,当然,存在したはずであるが,

イ) プラトーンが,その〈実情〉にも〈左右されずに〉,「継続時間すなわち労働」と,両者を〈断定的〉に《等置》することによって,

ウ) 「継続時間」が,「支出」される・《等質》の「労働」の「量」を〈測る〉《尺度》の意味を有しえたことは,

エ) i) プラトーン自らが語っているもの,すなわち,——「使用価値」の〈形成者〉としての・互いに《異質》な・《態様》(die Form)を有する「労働」の「支出」——以外に,

ii) また,「(交換)価値」の「形成者」としての・《等質》な「労苦」・「煩勞」——〈労働力〉・の《無態様》の〈支出〉——が,

iii) プラトーンの所論の中に,〈分析〉されるべきであることを,——告げるものである。

e) ア) すなわち,プラトーンが,前掲のように,「例えば農耕夫は, … [自分だけに必要な量の食糧を確保する継続時間の] 四倍の継続時間すなわち四倍の量の労働を,食糧の確保を目的に,支出し,[確保・生産された・食糧の量を]ほかの[三人の]人間と,共同に分け合う,という方法を,とるべきである」(傍点は,引用者による)と述べる時,

i) 「食糧」の「確保」を「目的」に「支出」され・その「継続時間」が示される「労働」は,いわば「農耕夫労働」とも言うべき・「支出」の《態様》をとった「労働」であり,したがって,「家屋建築職人労働」等々とは「質の面で相異なる労働」であるから,

ii) かかる「労働」の「継続時間」は,たんに,ある「量」の・《個別》「労

働生産物」としての「食糧」の「確保」に「支出」された・《個別》「労働」の「量」を表示するに〈すぎず〉、

iii) 「食糧」の・しかるべき「量」が、「共同に分かち合」われ・「交換」される場合の《尺度》——すなわち、当該の「量」の「食糧」に含まれる・《等質》の「労働」の「量」を《測る》《尺度》——としての「時間」の「量」では、〈ありえない〉のである。

イ) しかしながら、i) プラトーンは、「食糧」を、「共同に分け合」われるもの・「交換」されるもの、と《前提》した上で、

ii) 「食糧」の「確保」・「生産」の段階について、「継続時間すなわち労働」と《等置》しているのである。

ウ) したがって、i) プラトーンによる・この《等置》が意味するところは、下記の事柄である。すなわち、——

α) 「交換」という《前提》のもとでの・「労働」の「継続時間」という《無質》のものは、

β) 「農耕夫労働」を他の《態様》の「労働」と、《等質》たらしめ、

γ) すなわち、「農耕夫労働」から、「農耕夫労働」という・「労働」の「支出」の《態様》を、《分離》する機能を、果たすものである。——

f) さて。ア) 「交換」(本稿・後出のとおり、プラトーンが、最初に想定しているのは、〈現物互換〉である)は、本質にあっては、「等量」の「労働」の「交換」であり、

イ) したがって、(〈比較〉されうるために)、その「労働」は、《等質》でなくては、ならない。

ウ) ところが、i) 《現実には》、「労働」は、〈必ず〉、「農耕夫労働」であるか、「家屋建築職人労働」、等々であるか、〈以外のものではなく〉、すなわち、「支出」の・なにらかの《態様》をとった・「質の面で相異なる労働」であることは、〈必然〉であるから、

エ) 《現実には》、「労働」から、その・「支出」の《態様》・「相異なる」

「質」を、《分離》することは、〈不可能〉である。

オ) そこで、i) 上記・e), ウ) のように、「継続時間すなわち労働」という・プラトーンによる《等置》が、「農耕夫労働」から、「農耕夫労働」という・「労働」の「支出」の《態様》・「相異なる」「質」を《分離》する機能を、果たしている、ということは、

ii) プラトーンの・かく《等置》する《思考》によって、当該の《分離》が行われている以外のものではない。

g) ならば、ア) このように、《思考》によって、「農耕夫労働」から、当該の「労働」の・「支出」の《態様》が、《分離》されて、なお〈残る〉ものは、なにであるのか。

イ) それは、「労働」(‘πόνοσ’[ポノオス])の原意をなす「労苦」・「煩勞」である。

ウ) なぜなら、i) 「農耕夫労働」、「家屋建築職人労働」、等は、「労働」の「支出」の《態様》を有し・「質の面で相異なる」ものであるけれども、

ii) しかし、「労苦」・「煩勞」としては、「食糧」の「確保」・「生産」の「労苦」・「煩勞」と、「家屋」の「確保」・「生産」の「労苦」・「煩勞」、等との間で、《態様》と「質」とが「相異なる」ことは、《ありえない》からである。

エ) それゆえ、プラトーンの所論については、

i) α) 「労働生産物」の「使用価値」を「形成」するのは、

β) 《思考》によってその「支出」の《態様》が《分離》されたものとしての「労苦」・「煩勞」が、

γ) しかし、「農耕夫労働」、等々の《態様》をとった「労働」となって、なにらかの「継続時間」内に「支出」されたものであり、

ii) α) 他方、「使用価値財」が担う「交換価値」を〈生産〉するのは、

β) 上記の「労苦」・「煩勞」の・各々の「継続時間」を《尺度》として〈測られる〉「量」である、——と分析されなければならない。

h) ア) スミスは、i) プラトーンの言う‘πόνοσ’の中に、「労苦と煩

労と」(the toil and trouble) を観取し¹⁹⁾、その「労苦と煩勞と」を、「労働する者」が、「自分の・身心の安らぎ、自分の自由、自分の楽しみ」を、「手放す」^{19-a)} ことである、として、「労働」が必ずそなえる《態様》を、《思考》によって《分離》し、

ii) そして、「労働」の〈根底〉にある・この「労苦と煩勞と」を、「商品の「使用価値」と「交換価値」と〈双方〉の〈形成者〉と、考えた²⁰⁾。

イ) マルクスの場合に、 i) 「人間の・脳髓の力、筋肉の力、神経の力、手の力、および、その他の力」の「支出」、約言して、「人間の労働力の支出」²¹⁾

19) WoN., BK. I. Chap. V. (paragraph 2) The Glasgow Edition. p. 47

19 · a) WoN., BK. I., Chap. V. (paragraph 7). The Glasgow Edition. p. 50

20) WoN., BK. I. Chap. V. (paragraph 1–3) pp. 47–48. その立論については、本稿・後出。

21) K¹, 1), (Paragraph 28) S. 10

K², 2) Doppelcharakter der in den Waaren dargestellten Arbeit. (Paragraph 10) S. 19

K¹, S. 10 „Sieht man ab von der Bestimmtheit der produktiven Thätigkeit und daher vom nützlichen Charakter der Arbeit, so bleibt das an ihr, dass sie eine Verausgabung menschlicher Arbeitskraft ist. Schneiderarbeit und Weberei, obgleich qualitativ verschiedene produktive Thätigkeiten, sind beide produktive Verausgabung von menschlichem Hirn, Muskel, Nerv, Hand u. s. w., und in diesem Sinn beide menschliche Arbeit. Es sind nur zwei verschiedene Formen, menschliche Arbeitskraft zu verausgaben.“

K², S. 19 „Sieht man ab von der Bestimmtheit der produktiven Thätigkeit und daher vom nützlichen Charakter der Arbeit, so bleibt das an ihr, dass sie eine Verausgabung menschlicher Arbeitskraft ist. Schneiderei und Weberei, obgleich qualitativ verschiedene produktive Thätigkeiten, sind beide produktive Verausgabung von menschlichem Hirn, Muskel, Nerv, Hand u. s. w., und in diesem Sinn beide menschliche Arbeit. Es sind nur zwei verschiedene Formen, menschliche Arbeitskraft zu verausgaben.“

MEW, Bd. 23 2), (Paragraph 10) S. 58–59

と言表されるものが、プラトーン・スミスにあっての「労苦」・「煩勞」に、相当する。

ii) そして、マルクスは、プラトーンにおいて、「継続時間すなわち労働」という《等置》が意味する事柄、——すなわち、「労働」から、その「支出」の《態様》を、《思考によって分離する》こと——のうち、

α) 「労働」が「互いに相異なる・個々の態様をもっている」ことを、,konkret'なる語により、

β) また、「労働」から、かかる「態様」を、「思考によって分離する」ことを、,abstrahieren' ([アプストラヒィーレン]) という語で、表示するのである。

ウ) なお、マルクスが、前記・イ) の「人間の労働力」の「支出」の《態様》と《無態様》とを、「商品体」の「使用価値」と「(交換) 価値」とのそれぞれ「形成者」および〈生産者〉としていることは、次・5), b), ウ) に見るとおりである。

5) a) すなわち、(あらためて、本稿・後出に見るように)、

ア) K^1 と K^2 とは、まず、

i) 「一・クォータの小多 = a・ツェントナアの鉄」なる「等式」が、「どういうことを、言表しているか」²²⁾、という〈自問〉から出発し、

22) K^1 , 1), (Paragraph 7) S. 3

K^2 , 1), (Paragraph 7) S. 11

K^1 , S. 3 „Nehmen wir ferner zwei Waaren, z. B. Weizen und Eisen. Welches immer ihr Austauschverhältniss, es ist stets darstellbar in einer Gleichung, worin ein gegebenes Quantum Weizen irgend einem Quantum Eisen gleichgesetzt wird, z. B. 1 Quarter Weizen = a Ctr. Eisen. Was besagt diese Gleichung?“

K^2 , S. 11 „Nehmen wir ferner zwei Waaren, z. B. Weizen und Eisen. Welches immer ihr Austauschverhältniss, es ist stets darstellbar in einer Gleichung, worin ein gegebenes Quantum Weizen irgend einem Quantum Eisen gleichgesetzt wird,

ii) この「等式の分析を通じ」²³⁾, K^2 が初めて, 「分析」の〈結論〉, すなわち, 前掲の〈自問〉にたいする〈自答〉たる「価値の導出」²⁴⁾,

iii) すなわち, ——「商品体」の・「内在価値」としての「交換価値」——詳しく言えば, 〈個々〉の「交換価値」・「交換比率」を, 自らの・「必然の」「表出様態」(Ausdrucksweise)・「現出態様」(Erscheinungsform) とするところの「価値」——の〈規定〉に,

到達する²⁵⁾。

イ) その〈規定〉は, i) (K^1 , K^2), 前掲の・「人間」の「生理」的諸力, すなわち, 「人間の・脳髓の力, 筋肉の力, 神経の力, 手の力, および, その

z. B. 1 Quarter Weizen = a Ctr. Eisen. Was besagt diese Gleichung?“

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 7) S. 51

23) K^2 , Nachwort [zur zweiten Auflage]. (Paragraph 2), [S. 813] (この「跋文」のあとに, 「目次」。)

この文言は, 「初版」の叙述が, 「第二版」にあって「変更」されたうちの「最重要点」の一つを告げる記述の・第一に見えるものである。

K^2 , [S. 813] „Den Lesern der ersten Ausgabe habe ich zunächst Ausweis zu geben über die in der zweiten Ausgabe gemachten Veränderungen. … Zusätzliche Noten sind überall als Noten zur zweiten Ausgabe bezeichnet. Mit Bezug auf den Text selbst ist das Wichtigste :

Kapitel I, 1 ist die Ableitung des Werths durch Analyse der Gleichungen, worin sich jeder Tauschwerth ausdrückt, wissenschaftlich strenger durchgeführt, ….“

MEW, Bd. 23 (Paragraph 1, 2) S. 18

24) K^2 , Nachwort. l. c. 前出・脚注・23) の文言と合して, 「それぞれの交換価値が, そこに現われる等式の分析を通じての・価値の導出」と述べられており, この「導出」が, 科学の立場から, より厳格に遂行された」のが, 「第二版」における「変更」の「最重要点」の一つであると, 冒頭に記されているのである。cf. 前出・脚注・23)

25) K^2 , 1), (Paragraph 7–10) S. 11–13

この間の・「等式の分析」過程については, 本稿・後出。

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 7–13) S. 51–52

他の力」—— 換言して、「人間の労働力」—— なる「基体」が《無態様》で「支出」²⁶⁾された (ohne Rücksicht auf die Form ihrer Verausgabung) 「凝結体」・「結晶」が、「価値」である²⁷⁾、—— とするものである。

ウ) ただし、この場合、 K^1 は、 i) K^2 の・上記の〈規定〉に現われてくる・「人間の労働力」という「基体」の概念のみを、先取りし、

ii) この・《無態様》の「人間の労働力」が、しかし、「支出」されるにあたり、互いに「相異なる」《態様》をとった「労働」(例えば、「農耕夫労働」、「家屋建築職人労働」)となる場合に、

iii) 「人間の労働力」という「基体」は、「相異なる使用価値財となって、…現出する」、—— とするのである²⁸⁾。

b) このように、ア) 一面にあっては、(K^2)、「人間の労働力」の・《無態様》の「支出」が、「価値」を「形成」する「基体」とされ、

イ) 〈同時に〉、他面にあっては、(K^1)、〈同一〉の・「人間の労働力」という「基体」が「支出」にあたり《態様》をとったものとしての「労働」が、

26), 27) K^2 , 1), (Paragraph 10). S. 13

K^2 , S. 13 „Betrachten wir nun das Residuum der Arbeitsprodukte. Es ist nichts von ihnen übrig geblieben als dieselbe gespenstige Gegenständlichkeit, eine blosse Gallerte unterschiedloser menschlicher Arbeit, d. h. der Verausgabung menschlicher Arbeitskraft ohne Rücksicht auf die Form ihrer Verausgabung. Diese Dinge stellen nur noch dar, dass in ihrer Produktion menschliche Arbeitskraft verausgabt, menschliche Arbeit aufgehäuft ist. Als Krystalle dieser ihnen gemeinschaftlichen gesellschaftlichen Substanz sind sie —— Werthe.“

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 13) S. 52

28) K^1 , 1), (Paragraph 11). S. 4

K^1 , S. 4 „Die gemeinsame gesellschaftliche Substanz, die sich in verschiedenen Gebrauchswerthen nur verschieden darstellt, ist —— die Arbeit.“

「使用価値」の〈生産者〉となる、とされるのである。

ウ) そして、上記の〈双頭／双面一体軀・規定〉は、 K^2 によって、つぎのように、明示されることになる。

「労働というものは、すべて、一面では、生理学上の意味での・人間の労働力の支出であり、そして、このように、いずれも、相等しく人間労働であり、ないしは、いずれも、互いに相異なる・個々の態様から思考によって分離された人間労働である、という特性によって、労働力は、すべて、商品価値を、形成する。労働というものは、すべて、他面では、人間の労働力を、特殊な・目的によって確定された態様で支出することであり、そして、このように、互いに相異なる・個々の態様をとった・有用な労働である、という特性によって、労働は、すべて、使用価値を、生産する」²⁹⁾。

c) 以上のようにして、ア) プラトーンの言う「労働」が、原意にあって「労苦」・「煩勞」という性格をもつ概念であることは、

イ) 「労働生産物」の「使用価値」と「(交換) 価値」との〈双方〉の〈生産者〉・「形成者」が、「労働」——むしろ、「労苦」・「煩勞」, 「人間の労働力」——である、という〈論理〉を成就せしめるものとして、

29) K^2 , 2), (Paragraph 16). S. 21

K^2 , S. 21 „Alle Arbeit ist einerseits Verausgabung menschlicher Arbeitskraft im physiologischen Sinn und in dieser Eigenschaft gleicher menschlicher oder abstrakt menschlicher Arbeit bildet sie den Waaren-Werth. Alle Arbeit ist andererseits Verausgabung menschlicher Arbeitskraft in besondrer zweckbestimmter Form und in dieser Eigenschaft konkreter nützlicher Arbeit producirt sie Gebrauchswerthe¹⁶⁾.“

MEW, Bd. 23 2), (Paragraph 13) S. 61

なお、上掲・注・16) に見られる・スミスの所論にたいする・マルクスの《誤解》については、本稿・後出。

エンゲルスは、この《誤解》について、黙して語らない。

iii) 《決定的な重要性》を有するのである。

6) つぎに, a) このように, ア) 「労苦」・「煩勞」(あるいは, 「労苦と煩勞と」) が, 《無態様》・《等質》のものとして, 「(交換) 価値」の「形成者」であることにより, (再言すれば)

イ) i) その・《等質》な「労苦」・「煩勞」の「支出」の「量」を, これまた《等質》なものである「継続時間」で, <測る> こと,

ii) ないしは, 「継続時間」を, 上記の・「支出」の「量」の《尺度》とすることが,

iii) <可能> となる。

b) ア) ところで, プラトーン-スミスにあっては,

「労苦」・「煩勞」(「労苦と煩勞と」) が,

i) 「使用価値」を <生産> するゆえに,

ii) また, 「交換価値」をも <形成> する。

イ) K^1 , K^2 も, そのことを, 「それゆえ, 総じて使用価値財ないし有用財は, [K^2 . 互いに相異なる・個々の態様から, 思考によって分離された] 労働が, 総じて使用価値財ないし有用財として, 対象トナッテイル, あるいは, 物質トナッテイルゆえにこそ, 価値を有する」³⁰⁾ と <表現> した。

i) α) この <表現> は, ここに言われる「労働」が, 正しくは, 「人間の

30) K^1 , 1), (Paragraph 13). S. 4

K^2 , 1), (Paragraph 12). S. 13

K^1 , S. 4 „Ein Gebrauchswerth oder Gut hat also nur einen Werth, weil Arbeit in ihm vergegenständlicht oder materialisirt ist.“

K^2 , S. 13 „Ein Gebrauchswerth oder Gut hat also nur einen Werth, weil abstrakt menschliche Arbeit in ihm vergegenständlicht oder materialisirt ist.“

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 15) S. 53

K^2 と同文。

「労働力の支出」のことであり、ないしは、「人間の・脳髓の力、等々」の「支出」のことであるため、

β) それで、「物」としての「使用価値財」・「有用財」を「生産」することは、「対象トナル」, 「物質トナル」こととして〈言表されざるをえない〉という理由に、よるのである。

ウ) だが、 i) 要するに、「人間の労働力の支出」とは、「労苦」・「煩勞」と、〈同一〉である。

ii) したがって、 α) プラトーン-スミスにあって、「労苦」・「煩勞」は、それが「使用価値」を〈生産〉するゆえに、〈社会的分業〉と「交換」との〈表裏一体性〉により、〈必然に〉「交換価値」をも〈形成〉する、という〈思考〉と、

β) マルクスの・上掲の論述に託された〈思考〉とは、〈同一〉である。

c) さて、上掲につづいて、ア) K^1 , K^2 は、 i) 「では、総じて使用価値財・有用財の有する価値の大キサは、それを、どのようにして、測るのか」³¹⁾と〈自問〉する。

ii) この〈自問〉は、プラトーン-スミスにあって、「使用価値」を有する「労働生産物」・「商品」の「交換価値」を、「どのようにして、測るのか」という〈問い〉と、〈同一〉である。

イ) K^1 , K^2 は、上記の〈自問〉に、こう〈自答〉する。「総じて使用価値財・有用財に含まれている『価値形成基体』ノ量、すなわち、労働ノ量、に

31) K^1 , 1) (Paragraph 13). S. 4

K^2 , 1) (Paragraph 12). S. 13

K^1 , S. 4, „Wie nun die Grösse seines Werthes messen?“

K^2 , S. 13 „Wie nun die Grösse seines Werths messen?“

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 15) S. 53

よって、である」³²⁾。

ウ) ここでの「労働」も、正しくは、「人間の労働力の支出」であり、再言すれば、プラトーン-スミスにおける「労苦」・「煩勞」と、〈同一〉である。

エ) それゆえ、「労働ノ量」とは、プラトーン-スミスにあつて、i) 「使用価値」を〈生産〉する場合には、例えば「農耕夫労働」・「ピン製造職工労働」として、なにかの《態様》・「質」を以つて「支出」されるにせよ、

ii) しかし、「交換価値」の「形成者」であるもの、すなわち、《無態様》・《等質》な「労苦」・「煩勞」の「量」であるものと、

iii) 〈同一〉である。

オ) したがつて、i) この「労働の量」；「労苦」・「煩勞」の「量」が、〈測られる〉とは、

ii) とりもなおさず、当該の「使用価値財」・「有用財」の「価値の大キサ」；「使用価値」をもつ「労働生産物」・「商品」の「交換価値」が、〈測られる〉ことに、ほかならない。

d) しかし、ア) その「労働の量」；「労苦」・「煩勞」の「量」を、確かに、 K^1 、 K^2 が自問するように、〈どのようにして、測るのか〉、である。

イ) K^1 、 K^2 は、言う。(cf. 本稿・*supra*, 3), g)) 「労働そのものの・量の如何は、労働の継続時間ニしたがつて、測られ、そして、労働時間ハ、

32) K^1 , 1), (Paragraph 13). S. 4-5

K^2 , 1), (Paragraph 12). S. 13

K^1 , S. 4-5 „Durch das Quantum der [S. 5] in ihm enthaltenen „werthbildenden Substanz“, der Arbeit.“

K^2 , S. 13 „Durch das Quantum der in ihm enthaltenen „werthbildenden Substanz“, der Arbeit.“

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 15) S. 53

さらに、ソレゾレ定マッタ時間部分、例えば、時間数、日数、および、その他に、自らの尺度を、もつ」³³⁾。

ウ) ということは、上記の「交換価値」は、「労働の継続時間にしたがって、測られ」ることである。

エ) ところで、 K^1 、 K^2 は、上述にかかわって、こうも〈規定〉している。すなわち、

「使用価値財」でもある「総じて商品」の「価値 [交換価値] は、その生産の間に支出された労働量によって、確定される…」³⁴⁾。

33) K^1 , 1), (Paragraph 13) S. 5

K^2 , 2), (Paragraph 12) S. 13

K^1 , S. 5 „Die Quantität der Arbeit selbst misst sich an ihrer *Z e i t d a u e r* und die *A r b e i t s z e i t* besitzt wieder ihren Massstab an *b e s t i m m t e n Z e i t t h e i l e n*, wie Stunde, Tag u. s. w.“

K^2 , S. 13 „Die Quantität der Arbeit selbst misst sich an ihrer *Zeitdauer* und die *Arbeitszeit* besitzt wieder ihren Massstab an *bestimmten Zeittheilen*, wie Stunde, Tag u. s. w.“

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 15) S. 53

34) K^1 , 1), (Paragraph 14) S. 5

K^2 , 1), (Paragraph 13) S. 13

K^1 , S. 5 „Es könnte scheinen, dass wenn der Werth einer Waare durch das während ihrer Produktion verausgabte Arbeitsquantum bestimmt ist, je fauler oder ungeschickter ein Mann, desto werthvoller seine Waare, weil er desto mehr Arbeitszeit zu ihrer Verfertigung braucht. Aber nur …“

K^2 , S. 13 „Es könnte scheinen, dass, wenn der Werth einer Waare durch das während ihrer Produktion verausgabte Arbeitsquantum bestimmt ist, je fauler oder ungeschickter ein Mann, desto werthvoller seine Waare, weil er desto mehr Zeit zu ihrer Verfertigung braucht. Die Arbeit jedoch, …“

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 16) S. 53

- オ) しかし、 i) 「…生産の間に支出された労働量」とは、
 ii) 正しく、上記の・「継続時間」の概念を以って、言えば、
 iii) α) 〈…生産の継続時間内に支出された労働量〉 のことであり、
 β) いな、〈…生産の継続時間によって、その支出の量を測られる・無態様・等質の労働力〉 のことである。
- e) してみると、
 ア) i) プラトーンが「継続時間すなわち労働」と《等置》している《無態様》・《等質》な「労働」——むしろ、「労苦」・「煩勞」の「継続時間」と、
 ii) スミスの言う³⁵⁾「世間の標準並み」(ordinary)の「労苦と煩勞と」の「継続時間」と、
 iii) K^1 , K^2 の言う・「社会を通じて均質な労働」を前提とする「社会を通じて必要不可欠な労働時間」³⁶⁾の「継続」とは、〈同一〉であり、

35) WoN : BK. I., Chap. V. (paragraph 7). The Glasgow Edition. p. 50

36) K^1 , 1) (Paragraph 14, 15). S. 5

K^2 , 1), (Paragraph 13). S.14

K^1 , S. 5 „Aber nur die gesellschaftlich nothwendige Arbeitszeit zählt als werthbildend. Gesellschaftlich nothwendige Arbeitszeit ist Arbeitszeit, erheischt um irgend einen Gebrauehswerth mit den vorhandnen gesellschaftlich-normalen Produktionsbedingungen und dem gesellschaftlichen Durchschnittsgrad von Geschick und Intensivität der Arbeit herzustellen.“

K^2 , S. 14 „Die Arbeit jedoch, welche die Substanz der Werthe bildet, ist gleiche menschliche Arbeit, Verausgabung derselben menschlichen Arbeitskraft. Die gesammte Arbeitskraft der Gesellschaft, die sich in den Werthen der Waarenwelt darstellt, gilt hier als eine und dieselbe menschliche Arbeitskraft, obgleich sie aus zahllosen individuellen Arbeitskräften besteht. Jede dieser individuellen Arbeitskräfte ist dieselbe menschliche Arbeitskraft wie die andere, soweit sie den Charakter einer gesellschaftlichen Durchschnitts-Arbeitskraft besitzt und als

イ) したがって、この「継続時間」が、「労働生産物」・「商品」の「価値の大キサ」・「交換価値」を、「確定する」こともまた、プラトーン、スミス、マルクスの三者にわたって、〈同一〉であって、

ウ) それゆえ、

i) 「労働生産物」・「商品」の「交換価値」；「使用価値財」・「有用財」の「価値の大キサ」を「測る」「尺度」は、

ii) 「労苦」・「煩勞」（「労苦と煩勞と」）；「人間の労働力の支出」の「継続時間」である、とする〈規定〉も、

iii) 三者に〈共通〉であることになる。

エ) i) アリストテレスは、『自然研究・講義』[通称・『自然学』]・「第四編」(Δ)・「第十二章」にあつて、「継続時間 (ὁ χρόνος [ホオ・クフロオノオス]) は、運動 (κινήσις [キィネエーシス]) の尺度、すなわち、動くこと (τὸ κινεῖσθαι [トオ・キィネエーイストハアイ]) の尺度 (μέτρον [メエトロオン]) である」、「運動にとっては、時間の経過の中に存在すること (τὸ ἐν χρόνῳ εἶναι [トオ・エン・クフロオノオー・エーエイナアイ]) が、運動が、すなわち、運動の存在 (τὸ εἶναι αὐτῆς [トオ・エーエイナアイ・アウテエーエス]) が、継続時間によって測られること (τὸ μετρεῖσθαι τῷ χρόνῳ [トオ・メエトレエーイストハアイ・トオーオ・クフロオ

solche gesellschaftliche Durchschnitts-Arbeitskraft wirkt, also in der Produktion einer Waare auch nur die im Durchschnitt nothwendige oder gesellschaftlich nothwendige Arbeitszeit braucht. Gesellschaftlich nothwendige Arbeitszeit ist Arbeitszeit, erheischt um irgend einen Gebrauchswerth mit den vorhandenen gesellschaftlich-normalen Produktionsbedingungen und dem gesellschaftlichen Durchschnittsgrad von Geschick und Intensivität der Arbeit darzustellen.“

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 16) S. 53

ノオー])である」, 「したがって, 運動以外のものにとっても, それらの存在することが, 時間の経過によって (*ὑπὸ τοῦ χρόνου* [ヒユポオ・トゥーウ・クッロオヌウ])測られる, ということが, 時間の経過の中に存在することなのである」³⁷⁾, と規定しているが,

ii) しかし, 「運動」の概念のもとに包攝されうる・「運動以外のもの」たる・〈労働力〉の〈支出〉, 「労働」を, 思考することができず,

iii) ために, プラトーンには及ばず, 「継続時間すなわち労働 [〈労働力〉]」という・《重要な意味》をもつ《等置》に, 想到しえなかったのである。

7) a) だがしかし, 上述したところにも, また, ある《問題》がある。

ア) それは, 「労苦」・「煩勞」; 「労苦と煩勞」; 「人間の労働力の支出」が, —〈なにゆえに, 「使用価値」と「(交換) 価値」とを, 「形成」するのであるか〉, その〈論理〉は, なにか, —という《問題》である。

イ) K^1 , K^2 おける論述は, 「使用価値」について, 求められている〈論理〉を提示することをえず, 「交換価値」にかんしては, 〈論理〉に触れるところすらないのである。

ウ) まず, 「使用価値」については, K^1 , K^2 は, かく語るにすぎない。

「しかしながら, 上着の所持 (Dasein), 麻生地 of 所持, 物質上ノ富の構成要素で・自然によっては存在しないもの・各々の所持は, 必ず, 総じて特殊な・目的に適合した・生産の活動の仲立ちを受けるのでなければならなかったのであって, その理由は, この・生産の活動が, 特殊な自然素材を, 人間の抱く・特殊な欲求に, 適応させる, というところに, ある。したがって, 労働は, 使用価値 [財] の形成者として, 有用ナ労働として, あらゆる社会態様に左右されない・人間の生存条件であり, 人間と自然との間での素材変

37) 'Αριστοτέλης: "Φυσικὴ Ἀκρόασις." ([*Πηυσικεῦ·Ακροῦ·Αρσῖς*]).

Aristótelis Phýsica. Recōgnōvit brévique adnotātiōne críticā instrūxit W. D. Ross. Oxonii, Typogrāpheum Clarendoniānum. 1977. Bekker, 221 ; Ross, 221 · a, 1-5

換を仲立ちするための、それゆえ、人間の生命を仲立ちするための、永遠の自然必然性なのである」³⁸⁾。

エ) i) 上掲のうち、「目的に適合した・生産の活動」(あるいは、「目的によって確定された・生産の活動」という文言は、マルクスが、「人間の労働力」が「態様」をとったものとしての「労働」を表示するさいに頻用するところであり、

ii) したがって、「使用価値 [財] の形成者」としての「労働」、「有用な労働」を意味するに、すぎない。

オ) それゆえ、上掲の論述の趣意は、以下のところに、あるにとどまる。

38) K¹, 1), (Paragraph 25). S. 8–9

K², 2), (Paragraph 7). S. 17

K¹, S. 8–9 „Aber des Dasein von Rock, Leinwand, jedem nicht von Natur vorhandenen Element des stofflichen Reichthums, musste immer vermittelt sein durch eine spezielle, zweckmässig produktive Thätigkeit, die besondere Naturstoffe besondern menschlichen Bedürfnissen [S. 9] assimilirt. Als Bildnerin von Gebrauchswerthen, als nützliche Arbeit, ist die Arbeit daher von allen Gesellschaftsformen unabhängige Existenzbedingung des Menschen, ewige Naturnothwendigkeit, um den Stoffwechsel zwischen Mensch und Natur, also das menschliche Leben zu vermitteln.“

K², S. 17 „Aber das Dasein von Rock, Leinwand, jedem nicht von Natur vorhandenen Element des stofflichen Reichthums, musste immer vermittelt sein durch eine specielle, zweckmässig produktive Thätigkeit, die besondere Naturstoffe besondern menschlichen Bedürfnissen assimilirt. Als Bildnerin von Gebrauchswerthen, als nützliche Arbeit, ist die Arbeit daher eine von allen Gesellschaftsformen unabhängige Existenzbedingung des Menschen, ewige Naturnothwendigkeit, um den Stoffwechsel zwischen Mensch und Natur, also das menschliche Leben zu vermitteln.“

MEW, Bd. 23 2), (Paragraph 7) S. 57

- i) 「使用価値 [財] の形成者」としての「有用な労働」とは、「特殊な自然素材を、人間の抱く・特殊な欲求に、適応させる」「労働」のことであり、
- ii) この「労働」の「仲立ちを受けて」、「上着」、「麻生地」など、一般に、「物質上ノ富」の「構成要素」で・「自然によっては存在しないものの各々」が、「所持」されるに至るのである。
- iii) 「したがって」、上記の「労働」は、「社会態様」のいかんには「左右され」ずに、「人間の生存条件」である。
- iv) ところで、「使用価値」とは、マルクスがピエートロ・ヴェッセルリイ (Pietro Verri) から学んだように³⁹⁾、「人間の手 [労働] によって」、「(自然)

39) K¹, 1) (Paragraph 26, Anmerkung 13)) S. 9

K², 2) (Paragraph 10, Anmerkung 13)) S. 18

K¹, K² は、この脚注で、『イタリア古典経済学者。政治経済学にかんするイタリア古典著述家 (“Economisti Classici Italiani. Scrittori Classici Italiani di Economia Politica.”)』、『古期編 (“Parte Antica”)』。50 卷。Milano, 1803; 『近代編 (“Parte Moderna”)』。42 卷。Milano, 1804. 刊行・La Stamperia e Fonderia di G. G. Destefanis.) のうち、『近代編』の「第十五卷」をなす・ピエートロ・ヴェッセルリイ著『政治経済学についての省察』(おそらく編集者・ピエートロ・クストディ (Pietro Custodi, 1771-1842) の筆になる、と思われる『ピエートロ・ヴェッセルリイ評伝』が付され、ジャン・リナルド・カアルリイによる注解に伴われたもの。Parte Moderna. Tomo XV. Milano, MDCCCIV. “Notizie di Pietro Verri. (V-LXIII) Meditazioni sulla Economia Politica Di Pietro Verri Milanese. Con Annotationi Di Gian-Rinaldo Carli. (pp. 1-342)”) 中の (K¹, K² は、それと記していないが) 「第三節。一国家の富の増大と減少 (§ III. Accrescimento e diminuzione della ricchezza di uno stato)」・第 22 ページに印刷された・長文の論述を、引用している。

K¹, K² の筆致から察するに、ヴェッセルリイの思考は、マルクスに深い影響を与えた、とせざるをえない。

この引用文と論述の内容とについては、本稿・後出。

本稿・執筆者は、K¹, K² に引用されている文章を、マルクスが披見したのと同版

素材」が「変様」し・「変貌」することにほかならないのであるから、

v) 上記の「労働」は、この「人間と自然との間での素材変換」が行われるために、「自然」が定めている〈絶対不可欠なもの〉（「永遠の自然必然性」）であり、

vi) さらにまた、この「労働」は、「人間の生存条件」であるのであったから、「人間の生命」を〈保存〉するための「永遠の自然必然性」である。――

b) こうして、ア) 上掲の論述は、「労働」を、「使用価値[財]の形成者」・「有用な労働」とするに、〈とどまる〉。

イ) また、「使用価値」について、他の箇所でも、K¹は、「総じて物の・人間の生命にたいする有用性が、物を使用価値たらしめる」、K²は、「総じて物の有用性が、物を使用価値たらしめる」とし⁴⁰⁾、

本のそれと、照合した。(一橋大学・『社会科学古典資料センター』所蔵。Die Bibliothek des Prof. Carl Menger. 分類番号・Ital. 1)

マルクスは、引用にさいして、数箇所で《過誤》を犯しており、K¹、K²は、この《過誤》を、そのままにして、印刷された。

「第三版」以降では、MEWを含め、イタリア語の引用文・原文は、印刷されず、編集者によって、各人・各様に、ドイツ語に翻訳されて印刷されているが、

その翻訳には、MEWも例外でなく、いずれも《誤訳》が含まれている。

ただ、K¹、K²は、ヴェッセルリイの著作を、『(最初、1773年に印刷された)』としているが(例えば、Stuttgart, 1919年刊の・Karl Kautsky 編集・刊本・第2版でも、「1773年」は訂正されていない)、

前掲の『ピエトロオ・ヴェッセルリイ評伝』は、この著作の初版刊行を、「1771年」としており、この点は、MEW刊本では、訂正されている。

40) K¹, 1) (Paragraph 4). S. 2

K², 1) (Paragraph 4). S. 10

K¹, S. 2 „Die Nützlichkeit eines Dings für das menschliche Leben macht es zum Gebrauchswerth⁴⁾.“

K², S. 10 „Die Nützlichkeit eines Dings macht es zum Gebrauchswerth⁴⁾.“

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 4) S. 50

ウ) そして、 K^1 、 K^2 ともに、「使用価値財は、富ノ社会態様が、たとえ、いかなるものであるにせよ、富ノ・物質上ノ内容ヲ、形づくる」⁴¹⁾、との規定を繰返し、

iv) さらに、「有用ナ労働」にかんしては、 K^1 は、「その労働の有用性が、当の労働の生産物の使用価値そのものとなって、現出する労働、ないしは、その労働の有用性が、当の労働の生産物が総じて使用価値である、という点に、現出する労働が、ここでは、簡略化のため、手短かに、有用ナ労働と、呼ばれる」、とし、 K^2 は、「その労働の有用性が、… [同上] …、現出する労働を、私たちは、手短かに、有用ナ労働と名づけよう」、と記している⁴²⁾。

c) してみると、前掲の叙述で、マルクスの語っていることは、要するに、
ア) i) 「使用価値 [財] の形成者」としての「労働」・「有用ナ労働」は、
ii) 「物質上ノ富」の「構成要素」である「使用価値 [財]」(「上着」, 「麻

41) K^1 , 1), (Paragraph 4) S. 2

K^2 , 1), (Paragraph 4) S. 11

K^1 , S. 2 „Gebrauchswerthe bilden den stofflichen Inhalt des Reichthums, welches immer seine gesellschaftliche Form sei.“

K^2 , S. 11 „Gebrauchswerthe bilden den stofflichen Inhalt des Reichthums, welches immer seine gesellschaftliche Form sei.“

MEW, Bd. 23 1), (Paragraph 4) S. 50

42) K^1 , 1), (Paragraph 21). S. 7

K^2 , 2), (Paragraph 3). S. 16

K^1 , S. 7 „Die Arbeit, deren Nützlichkeit sich so im Gebrauchswerth ihres Produkts oder darin darstellt, dass ihr Produkt ein Gebrauchswerth ist, heisse hier der Vereinfachung halber kurzweg nützliche Arbeit.“

K^2 , S. 16 „Die Arbeit, deren Nützlichkeit sich so im Gebrauchswerth ihres Produkts oder darin darstellt, dass ihr Produkt ein Gebrauchswerth ist, nennen wir kurzweg nützliche Arbeit.“

MEW, Bd. 23 2), (Paragraph 3) S. 56

生地」, その他) の「生産の活動」である, という《同義反覆》に, <帰着するのみ> であり,

イ) これに, ただ, かかる「労働」は, 「永遠」の「人間の生存条件」である, ということが付加されているに, <すぎない>。

ウ) それゆえ, 前掲の叙述は, 「労働」が「使用価値」を「形成」することの《根拠》となる<論理>すら, 《なんら, 示しては, いない》のである。

d) だがしかし, この叙述に即して, 下記の<論理>を, 形づくることができる。

ア) 「人間」は, 自らの「生存」に資する「物質上ノ富」にたいして, 「特殊な欲求」を「抱く」存在者であり,

イ) この「特殊な欲求」に, 「特殊な自然素材」を, 「適応させる」のが, 上記の「労働」であって,

ウ) その「労働」により, 上記の「特殊な欲求」に「適応」せしめられた「特殊な自然素材」が, 「物質上ノ富」の「構成要素」たる「使用価値 [財]」である。

エ) 上記・ア)－イ) の事柄は, ——「労働」が, 「物質上ノ富」の「構成要素」たるものの「所持」の「条件」である, ——ということである。

オ) このように, 「労働」が, 「人間」の「物質上ノ富」の「所持」の「条件」であるように<定められている> ことが, 「労働」は, 「永遠の自然必然性」である, と言われる。

カ) がしかし, そのことは, とりもなおさず, 「人間」が「物質上ノ富」を<獲得・所持しうる> には, 「人間」にとり, 「労働」を, 『代償』として<支払う> ことが, 「必然」であり, <唯一> の「条件」であるということにほかならぬ。

キ) i) こうして, 「物質上ノ富」の「構成要素」が「生産」されるための——「自然によっては存在しないもの」が, 「所持」されるための——・<唯一> の『代償』・「条件」は, 「労働」である, ということが,

ii) 総じて「使用価値」は、「態様」をとり「労働」となった・「人間の労働力の支出」(ないし、「労苦」・「煩勞」)を、『代償』とし〈唯一〉の「条件」として初めて、「形成」されうる、ということに、ほかならない。

ク) それゆえ、 i) 「労働」——正しくは、「人間の労働力の支出」——が、「使用価値 [財]」を「形成」する、ということの《根拠》は、

ii) 「人間の労働力」の・「態様」をとった「支出」としての「労働」が、「人間」の「物質上ノ富」の〈獲得・所持〉の『代償』であり、〈唯一〉の「条件」である、というところに、ある。——

e) つぎにまた、「労働力」の「支出」(「労苦」・「煩勞」)が「交換価値」を「形成」することの《根拠》たる〈論理〉は、以下のものである。

ア) i) 各「労働生産物」・「商品」の「交換価値」とは、

ii) 〈社会的分業〉によって「生産」されるゆえに相互に「交換」されざるをえない各「商品」の「使用価値」を「形成」する・〈相異なる〉「態様」をとった「労働」の・各々の「量」が、

iii) 〈相互〉を〈取得〉するための『代償』となり合うことであり、

iv) すなわち、〈相互〉を《支配しうる》《力》を有し合うことであるに、ほかならない。

イ) この場合、 i) 上記の・「労働」の・各々の「量」が、〈相互〉を〈取得〉するための『代償』となり合うことは、

ii) 各「商品」の「使用価値」を「形成」する『代償』としての・「労働」の各「量」が、〈相互〉に《転移》され合うこと以外のものでは、ないのである。

ウ) そして、 i) かく、〈相互〉に『代償』となり合い、〈相互〉を《支配しうる》《力》を有し合うことが、

ii) (本稿・次・8) に述べるとおり、〈社会的分業〉が〈必然に〉生ぜしめる・人間の「必要」の「充足」の《一面性》から、これまた〈必然に〉発する・「商品」の——根本にあっては、「労働」の——「交換」である。

エ) しかしながら、 i) ある「量」の「労働」が〈相互〉に『代償』となり、〈相互〉を《支配しうる》《力》を有し合うためには、

ii) なにらかの「量」において「支出」された・〈相互に異質〉な「労働」は、その〈相異なる〉「態様」を「思考によって分離された」・〈共通のもの〉——すなわち、「労働力」——でなければならない。

オ) それゆえ、 i) 総じて「商品」の「交換価値」を「形成」するのは、

ii) 各「商品」の「使用価値」を「形成」するために、ある「態様」のもとに「支出」された・しかし「労働力」の・「継続時間」によって〈測られる〉「量」を《支配》するために、

iii) 『代償』として〈支払われる〉・〈等量〉の「継続時間」に「支出」された「労働力」の「量」である。——

f) ア) 上に述べた・二つの〈論理〉は、

i) 実は、「交換価値」にかんする・スミスの〈論理〉⁴³⁾にしたがうものであるが、

ii) スミスがかかる〈論理〉をもちえたのは、 α) プラトーンの言う「労働」の〈背後〉に、「労苦」・「煩勞」を洞観したことと、

β) プラトーンにおける・〈社会的分業〉の《裏面》としての「交換」の《意味》を、把握したこととに、よる、としなければならない。

イ) なぜなら、「労苦」・「煩勞」は、

i) 一面では、その〈観念〉が、まさしく、「使用価値」が「形成」されるための『代償』を、表示しているものであり、

ii) 他面では、その〈概念〉である《無態様》・《等質》の「労働力の支出」として、「労働力」の〈相互〉『代償』・〈相互〉《支配力》たる「交換価値」

43) 前出・脚注・20) に同じ。WoN., BK. I. Chap. V. (Paragraph 1-3) pp. 47-48.

この〈論理〉の分析については、本稿・後出。

を、「形成」するからである。

ウ) しかるに、i) K^1 , K^2 の言う・「人間の・脳髓の力、等々」の「支出」、ないし、「人間の労働力の支出」の〈観念〉は、「使用価値」を「形成」する『代償』を表示するには、余りに遠い。

ii) さらに、 K^1 , K^2 は、いずれも、「社会的分業」の〈規定〉において《混乱》している⁴⁴⁾。

iii) 上記・i), ii) によって、 K^1 , K^2 は、《無態様》の「人間の労働力の支出」が「価値」・「交換価値」を「形成」することの《根拠》たりうる〈論理〉を、《示しえなかった》のである。

そこで、本稿は、次・8) にあって、プラトーンにおける・〈社会的分業〉と「交換」との〈表裏一体性〉の《根拠》を、示しておかなくてはならない。

8) a) 〈社会的分業〉と、それによって「生産」された「労働生産物」の「交換」とが、〈表裏一体〉をなすことの《根拠》は、言うまでもなく、つぎのところにある。

ア) i) 例えば「農耕夫」は、 α) 一方では、〈社会的分業〉によって、自分にとり「食糧」として固有の「使用価値」を有する「労働生産物」については、

β) これを、自らに「確保」・「生産」し「所持」しているけれども、

ii) しかし、 α) 他方では、自分にとり別種の「使用価値」をもつ「家屋」、
「衣服」、履物」という「労働生産物」は、

β) これを、自らに「確保」・「生産」・「所持」してはいないのであり、自ら

44) K^1 , 1), (Paragraph 23). S. 8

K^2 , 2), (Paragraph 5). S. 16–17. 《混乱》の内容については、本稿・後出。

MEW, Bd. 23 2), (Paragraph 5) S. 56–57

に〈欠いている〉のであって、

iii) この事情は、他の・すべての〈生産者〉にあっても、〈同一〉である。

イ) ところが、i) いずれの「労働生産物」も、各〈生産者〉の「存在すること、すなわち、生存すること」（「生命の保存」）にとって、「最低限不可欠」の「使用価値」を有するものであるから、

ii) 「四人」の〈生産者〉は、〈相互に〉、〈他の〉〈生産者〉の「労働生産物」の「使用価値」を、「必要」とせざるをえないのである。

ウ) こうして、〈社会的分業〉は、《必然に》、「使用価値」にたいする「必要」の「充足」の《一面性》、あるいは、《不充足》を、生むのである。

エ) ところが、他方、前述したとおり、プラトーンがスミスとひとしく知っていたように、幸いにも、〈社会的分業〉は、また、《必然に》、「労働の生産力にあつての進歩」・「労働の生産力の増大」を生み出すのであるから、

オ) i) 例えば「農耕夫」の手許には、「農耕夫」自身の「必要」を〈充足〉させて、〈なお、余り〉あり・〈他の・三人〉の〈生産者〉の「必要」を〈充足させるに充分〉な「量」の「労働生産物」・「食糧」が、「使用価値」を伴って、「所持」されているのであって、

ii) この事情もまた、〈他の・三人〉の〈生産者〉について、〈同一〉なのである。

b) このようにして、《必然に》、

ア) 〈社会的分業〉は、一面にあつては、

i) 自らが「生産」しない「使用価値」を有する「労働生産物」にたいする・各〈生産者〉の「必要」の《不充足》を、生ぜしめ、

ii) したがって、各〈生産者〉間に、〈他の・三人〉の〈生産者〉の「労働生産物」にたいする〈相互的〉「必要」を、生み出すけれども、

イ) しかし、i) 同じく〈社会的分業〉が、他面にあつては、「労働の生産力にあつての進歩」を通じ、

ii) 上記の・〈相互的〉「必要」を全〈生産者〉にわたり「充足」させうる

「量」の・「使用価値」を有する各「労働生産物」を、「生産」する、—— というところに、

ウ) i) 「交換」の〈必然性〉と、

ii) 「交換」の〈可能性〉との《根拠》が、存するのであって、

エ) これが、合して、〈社会的分業〉と、それによる「労働生産物」の「交換」とが、〈表裏一体〉であることの《根拠》を、形づくるのである。

ク) ア) スミスは、 i) プラトーンと《ひとしく》、「交換」の、したがって、「交換価値」の、〈成立要件〉を、

ii) 「… [社会的] 分業が、いったん、万遍なく行きわたってしまった後では、人間ひとりの・自分自身の労働がわが身にとり充足させることができるのは、人間にふさわしい生活の必要物、便宜物、および、生活を快適ならしめる物の・ごく僅かな部分であるにすぎない」⁴⁵⁾と、

iii) 〈社会的分業〉においているのにひきかえ、

イ) K^1 , K^2 は、 i) 再言すれば、いずれも、「社会的分業」の〈規定〉において《混乱》しているため、

ii) 「交換比率」、「交換価値」、そして、「価値」については、語りながらも、

iii) しかし、「交換」と「交換価値」、「価値」の〈成立要件〉を、《ついに示すことができなかつた》。

ウ) このことが、本稿・前・7), f), ウ) に述べたとおり、 K^1 , K^2 が、「価値」・「交換価値」の「形成者」が、《無態様》の「人間の労働力の支出」であることの《根拠》となりうる〈論理〉を、《告げることがえなかつた》理由である。

45) WoN., BK. I. Chap. V. (Paragraph 1). p. 47

17・ a) a) Grimm 兄弟 (Grimm, Jacob Ludwig Karl, 1785–1863, Grimm, Wilhelm

Karl, 1786–1859)によって、古期および中世のドイツ人の生活、法制；文化の様相解明の一環として着手され、後継編集者と書店・Hirzel との・一世紀にわたる尽瘁により、全・十六巻をもって完成した „Deutsches Wörterbuch“ は、最終・「第十六巻」, Kol. 1146 に、この・„zwieschlächtig“ なる語を収録している。(Leipzig, 1954 S. Hirzel)

- b) それの記述にしたがえば、この語は、「二つの」という「数詞語」(,zwei') の別形である・,zween' ; ,zwo' ; ,zwie' (ahd., mhd., ,zwi') のうちの、'zwie' と、mhd. の、,slahte' (nhd., の ,Gattung' (「種類」, 「種属」; 「属」) と同義) とからの「合形成容詞」であり、したがって、,von bastardartiger natur' (「雑種の性質をそなえたところの」) の意で、「字義どおりにも、比喩的にも、用いられる」という。
- c) 用例として、14 世紀の著述家・Conrad von Megenberg : „Das Buch der Natur.“, Riehl ; W. H. : „Die Naturgeschichte des Volkes.“, (Stuttgart/Berlin, 1851), Goltz, Bogumil : „Typen der Gesellschaften.“ (1864), マルクスの没年 (1883 年) 以後では、Müller, K. A. von : „Die deutsche Geschichte und deutsche Kultur.“ (1926), Kommerell, Max : „Das innere Reich.“ (1937), に見える・この語を含む文章が、挙げられている。
- d) ア) Conrad von Megenberg の著述からは、„ein zwislechtig swin“ (「家畜豚と野生豚とをかけ合わせて生まれた豚」) という言句が引かれ、
- イ) Riehl の著作からの引用は、本稿・執筆者が、同著作の「第二版」(4 Bde. Stuttgart/Berlin, 1854–55. 一橋大学・『社会科学古典資料センター』所蔵。Die Bibliothek des Prof. Carl Menger. 分類番号・Comp. [Compendien]・276. Bd. 1. S. 332–333), および、「第十一版」(4 Bde. 1908, 一橋大学・『附属図書館』所蔵。分類番号・II–16–80. Bd. 1. S. 331–332) によって確認したところでは、上掲・著作・「第一巻。国土と住民」の「第八」・「第四章。国家変遷像と政治倫理 (1851 年執筆)」の初めで、—— 十七世紀初頭、ヘセン=カセルは、新教に改宗し、ヘセン=ダルムシタトは、ルター派でありつづけたが、今日では、かつて新教に改宗したヘセン選帝侯国に、まぎれもなくカトリク教会の特徴が、また、ルター派であったヘセン=ダルムシタトには、圧倒的に理神論の特徴が、それぞれ、支配し、新教およびカトリク・双方の信仰告白の・牢固たる混淆を見せている、—— という情況が、„zwieschlächlige Stellung“ と言表されている経緯を、抄録したものである。
- ウ) また、Kommerell の著述からの挙例は、「情熱の „das Zwieschlächtige“ とは、「貪り尽くし、かつ、貪り尽されるところに、強力をふるい、かつ、強力を蒙るとこ

- ろに、ある」という言句である。
- e) 上記・d), イ), ウ) に照らせば, ‚zwieschlächtig‘ という「形容詞」は, <同一の事物> がそなえる <相反性> を表示するさいに, 多く, 使用されたものと, 思われる。
- f) なお, この語は, 「形容詞」としてのみ用いられ, ‚-ig‘ を語尾とする「形容詞」が, ‚-keit‘ なる「後綴」と合成されて「名詞」化する通例からは外れ, かかる「名詞」形をとらなかつた。
- g) さて, そこで, ア) K¹ に用いられている・この「形容詞」の語意を, いかにか解すべきであるか, であるが,
- イ) i) 上掲の・用法の歴史にも鑑み, かつ, K¹ の <規定> にも基づいて,
- ii) 「古典ラテン語」の ‘Iānus’ ([イアーアヌス]) の語義を「形容詞」化したものに, 相当する, と解するのが, 適切である, と考える。
- ウ) i) ‘Iānus’ とは, 「古イタターリアの・両開き扉の上にその像が掲げられる・扉の守護神」のことであるが,
- ii) 「扉」が「両開き」であるために, 「双頭」であり, すなわち「双頭一体軀」である。
- iii) いなむしろ, ローマ最大の詩人・Pūblius Virgilius Māro ([プウープリュウス・ウィルギイリュウス・マァーアロオ], 70 B.C.–19 B.C.) の・高名な英雄詩 “Aenēis” ([アエネエーエイス]。トロイア (Trōia/Troia. イーリイオン (Ἰλίου)) の王・アークヒイーセエース (Anchīsēs. Ἀγκίσσης [アークヒイセエース]) と女神・ウエヌス (Vēnus) との子で, ローマの前身・アルバ・ロオンガア (Ālba Lōnga) の建設者とされるアエネエーエアス (Aenēas, Αἰνεΐας ([アイネエイアス]) の事跡を賦詠した作品。30 B.C.–19 B.C., 制作) の「第七編」・「第百八十行」で, 「古ラァツイウム」 (Lātium antīquum [ラァツイウム・アンティークウム]。ティーベエル河とカムパニアとの中間地帯) の都・ラァウレントウム (Lāurentum) の王・ラァティーイヌス (Latīnus. アエネエーエアスを歓待し, 王女を妻として与え, 自らの王国を遺贈した) の王宮の姿を描くさいに, ‘Iānique bífrontis imāgo’ ([イアーニクウエ・ビイフロンティス・イマァーアゴ]。‘Iānus bífroñs の像) と, 「第二格」(「所有格」) 形で現われている¹⁾。この ‘Iānus bífroñs’ の語の方が, 単なる・‘Iānus’ の語よりも, ふさわしい。
- なぜなら, ‘bífroñs’ は, ‘bi’+‘frōns’=「二つ」+「^(ひたい)額」=「二つ」+「^(かしら)頭」に, 由来するからである。(この「ラテン語」に対応する「ギリシャ語」は, ‘διμέτωπος’

([ディメトオーポオス] <'δί'+'μέτωπος'='二つ'+「眉間」='二つ」の「^(ひたい)額」。 ('ή μέτωπος' ないし 'τὸ μέτωπον' は, 'μετά'+'ὄψ' ([オプス]) = 「間に」+「眼」に, 由来))。

なお, “Aenêis” の「第十二編」・「第百九十八行」にも, 王・ラァティーンヌウスの・アエネエーエアスとの盟約の誓言の中に, 第四格形で, 'Iānus bífrõns' の語が, 現われている²⁾。

そこで, この語(「名詞」)を「形容詞」化した・「双頭/双面一体躯の」という語意が, 前出・脚注・17) に示した・K¹ の・二つの<規定>を表示する上に, 最も適当である, と考えられる。

なぜなら, 「商品」という「一体躯」が, 「使用価値ト交換価値」という「双頭/双面」として「現出する」からであり,

また, 「商品に含マレテイル」「労働」(正しくは「労働力」)も, 「一体躯」でありながら, 「使用価値ト交換価値」との「形成者」・「産出者」として, 「双頭/双面」「である」からである。

1) “Virgile. Énéide.” Texte établi et traduit par J. Perret. Paris, Société D'Édition *«Les Belles Lettres»*. Collection des Universités de France publiée sous le patronage de l'Association Guillaume Budé. 1977 Tome II. p. 89

2) “Virgile. Énéide.” Tome III. p. 132

(以下, 次号)

プラァトォーンとアルクヒューターース II. (9) — 16))

9) プラァトォーンは, a) 『法』 (“Nόμοι.”) 「第一編(A)」の初めで, 「アトヘエーエナアイからの賓客」に,

ア) 「そもそも, 立法者たるは, ことごとく, もとより, あらゆる法を, 最も大切なるもの (τὸ ἀρίστον [トォ・アリイストォン]) のために立てる, と判断されるのではないか」⁴⁶⁾, と言わしめ,

イ) つづいて, 「その・最も大切なるものとは, もとより, 対外戦争 (ὁ πόλεμος [ホォ・ポォレエモォス]) でもなければ, 国家内の争乱 (ή στάσις

46) L., I. (A). Stallbaum, II. 628 · c ; Burnet, 628 · c, 6-7 ; p. 19

[ヘー・スタスィス]) でもなく、いな、かかるものを必要とすることこそ、憎悪すべきであり、最も大切なるものとは、国家と国家、市民と市民との・相互間に広がる平和 (εἰρήνη πρὸς ἀλλήλους [エイレーネー・プロオス・アッレールウス]) と、同時に、友愛(φίλοφροσύνη [フィロオプロオシユネー]) とである」⁴⁷⁾、と述べさせ、

b) さらに、「戦争には、二つの種類」があり、しかるに、「万人が国家内の争乱と呼ぶものこそ、言うまでもなく、あらゆる戦争のうちで、最も惨たらしいものである」⁴⁸⁾、と語らしめている。

c) ア) プラトーンは、『国政』・「第五編 (E)」でも、ソークラテースに、「対外戦争」と「国家内の争乱」との・各々の〈規定〉を、示させ、(本稿・後出・11), a)),

イ) 「国家」の「市民」相互の間に「総じて敵対関係が生じ、国家が分裂する場合の・いかなる・国家内の争乱にあっても、市民の各々が、各々の農耕地を荒廃させ、住居を炎上させる時、国家内の争乱とは、いかに非道きわまるもの(ἀλιτηριώδης [アリテューリオーデス]) であるか、そしてまた、争乱に与する人々の・なんびとといえども、いかに、国家を愛する者(φιλοπόλιδες [フィロオポリデス]) ではないかを、とくと考えてみるがいい。——なぜなら、国家を愛する者は、断じて、己れを育てくれる婦人すなわち母なる国家を、滅茶々々にする狂気など、もち合わせてはいないもの、と判断されるからである、——…」⁴⁹⁾、と述べさせている。

47) L., I. (A). Stallbaum, II. 628 · c ; Burnet, 628 · c, 9-11 ; p. 19

48) L., I. (A). Stallbaum, II. 628 · c ; Burnet, 628 · c, 9-11 ; p. 19

48) L., I. (A). Stallbaum, II. 629 · c-d ; Burnet, 629 · c, 7-629 · d, 2 ; p. 20

49) R., V. (E). Stallbaum, II. 470 · b-d ; Burnet, 470 · b, 6-470 · d, 7

「対外戦争」と「国家内の争乱」との・各々の〈規定〉は、より手短かではあるが、『法』・「第一編」の初めにも、見える。(L., Stallbaum, II. 628 · a-b ; Burnet, 628 · a, 9-628 · b, 4 ; p. 19

10) a) 別稿に示したように,

ア) プラトーンは、『国政』・「第二編 (B)」にあって,

i) 「市民」が「存在するための、すなわち生存するための」・「最低限不可欠」な「物」・「労働生産物」の・〈社会的分業〉による「確保」(「生産」と、「労働生産物」の「交換」との〈表裏一体〉を《基本構造》とする・《経済社会》としての「国家」を、「最低限不可欠な国家」(*ἡ ἀναγκαιοτάτη πόλις* [ヘー・アナアンカアイオタテエー・ポオリイス]), ないし、「健康な国家」(*ἡ ἰγιής πόλις* [ヘー・ヒュギエース・ポオリイス]) と呼ぶのであるが,

ii) かかる「国家」を「推理」によって「造る」ことを「完了」したのにつづき,

イ) 「物」にたいする「欲望」という「炎」によって「脹れ上がった国家」(*φλεγμαίνουσα πόλις* [フレグマインウサア・ポオリイス])。〈不健康な・病めるポオリイス〉の〈造出〉に、進むのである。

b) しかし、この「国家」は、ア) 「市民」の「欲望」の・「質」と「量」とにおける〈膨張〉によって,

i) 〈社会的分業〉を、著しく〈多岐〉ならしめ,

ii) 〈必然に〉、「国家」の「人口」の「増大」を招き,

iii) 〈多量〉の「食糧」の「確保」・「生産」を行うべき「農耕地」の〈拡大〉を、不可欠にものとし,

iv) ついには、「国家」の「版図」の〈範囲〉の〈相対的不足〉を、齎し,

イ) 「必要」な「農耕地」を、〈他の〉「国家」への〈侵略〉によって〈獲得〉せしめるに、至る。

ウ) しかるに、この事情は、〈他の〉「国家」においても、〈同一〉であるところから,

エ) 〈必然に、帰結〉するのは、「国家」間の・〈領土争奪〉を目的とする・いわば〈帝国主義戦争〉であって,

オ) プラトーン自ら、ここで、「戦争」(ὁ πόλεμος [ホオ・ポォレエモオス]) という語を、用いて、この〈必然の帰結〉を言い表わしている。

c) ア) したがって、ここに、i) 「国政」の中に、「国家」の「防衛者」(φύλακῆς [フヒユラァケエース]. pl. ; sg. 'φύλαξ'. ([フヒユラァクス]) が、やはり、「国家」の「防衛」という・〈社会的分業〉の一部門の担当者として、発生するに至る理由があるのであり、

ii) かつ、この「防衛者」の「育成」・「教育」の必要から、『国政』の・大きなテーマの一つである〈「教育」論〉⁵⁰⁾が、展開されることになるのである。

11) ところがしかし、プラトーンは、

a) 'πόλις' (「国家」) を、二様に観念しているのであって、このことは、『国政』・「第五編 (E)」で、「戦争」(πόλεμος [ポォレエモオス]) と、「^(ボォ)家内の争乱」(στάσις [スタァスイス]) との・それぞれの〈規定〉を示すさいに、現われてくる。

ア) すなわち、プラトーンは、ソークラァテエースに、こう述べさせている。

i) 「ギリシャ民族 (Ἑλληνικὸν⁵¹⁾ γένος [ヘエツルレエーニイコオン・

50) 今世紀、ドイツが生んだ・最大の古典言語学者・ウェルナー・ウィルヘルム・イアエーガー (Jaeger, Werner Wilhelm) の大著・『教育。ギリシャ的人間の形成』は、その「第三編」(「第一部」と「第二部」[第二卷／第三卷。]) の大半を、『国政』を中心に、プラトーンの諸・対話篇に現われる「教育」思想の論述に、あてている。(., Paideia. Die Formung des griechischen Menschen.“ 3Bde. Bd. I. I. Buch ; II. Buch. Walter de Gruyter. Berl., Lpz. 1934. I-V ; 1-513 S. Bd. II. III. Buch. Tl. 1. 1944. 1-418 S. Bd. III. III. Buch. Tl. 2. 1947. 1-462 S.

51) 'Ἑλληνικός' ([m.] [ヘエツルレエーニイコオス]), 'Ἑλληνική' ([f.] [ヘエツルレエーニイケエー])、'Ἑλληνικόν' ([n.] [ヘエツルレエーニイコオン]) という「形容詞」は、'Ἑλλάς' ([ヘエツルラァス]。本来は、ギリシャ北部。マケドニア寄りのトヘエッスサリアから、イタリアととの間に横わるイオーニア海に

ゲエノオス])は、一方で、それ自体としては、同族・同種であるが、他方で、異民族⁵²⁾ (βαρβαρικὸν [γένος] [バアルバアリイコオン [・ゲエノオス]]) にたいしては、外部の民族、すなわち、異種族である⁵³⁾。

ii) 「したがって、私たちとしては、一方では、ギリシャ人(Ἑλληνας [ヘエッルレーネース]) が異民族と、また、異民族がギリシャ人と、戦闘者(μαχομένοι [マクホオメエノオイ]) として戦火を交えている(πολεμεῖν [ポオレエメエーエイン]) と、言わなくてはならないし、両者は、本性上、敵(πολεμίαι [ポオレエミイオイ]) である、と言わざるをえず、そして、人は、かかる敵対状態を、戦争(πόλεμος [ポオレエモオス]) と呼ばなくてはならない。他方、ギリシャ人がギリシャ人にたいして(Ἑλληνας Ἑλλησιν [ヘエッルレーネース・ヘエッルレースイン]) 上述のような事態を出^(しゅつたい)来

至る途中のドオードオーネエー(Δωδώνη)周辺の地域名であったが、のちに、ペエロオポオンネエーソオス(「ペエロオプス半島」)に対して、「北部ギリシャ」を、さらに、トヘエッスサアリアからペエロオポオンネエーソオスを含んで、「ギリシャ」を、表わすようになった)に、由来して、「ギリシャの」、「ギリシャ人の」を、意味した。

ただし、上記の「形容詞」ではなく、「ギリシャ人」を表わす「名詞」は、このあと、脚注・54)を付した引用文に見るように、“Ἑλληνας” [ヘエッルレーネース]. pl.) であった。

この語は、sg. 形“Ἕλληνας” ([ヘエッルレーネース]) では、トヘエッスサアリアの町・プットヒイアの王であったプロオメエートヘエウスの息・デエウカアリオンの・さらに息で・トヘエッスサアリア全体の王の名であって、pl. 形では、初め、上記のヘエッルレーネースを主と仰ぐ・「トヘエッスサアリアの部族」を、のちに、「全ギリシャ人」を、表示した。

52) ‘βαρβαρικός.’ ([m.] ; ‘-κή.’ [f.] ; ‘-κόν.’ [n.]) なる「形容詞」は、‘βάββαρος.’ ([バアルバアロオス]. [m.] ; ‘-ρα.’ [f.] ; ‘-ρον.’ [n.]) という「形容詞」とほぼ同義で、「異民族の」、ギリシャ人からすれば、「ギリシャ人でないところの」、のちに、転じて、「ペルシャ人の」を意味した。

53) R., V. (E). Stallbaum, II, 470 · c ; Burnet, 470 · c, 1, -3

させる場合には、私たちは、両者は、本性上は友人同志である、と言わなくてはならず、しかし、この状況では、ギリシャは、病んでいる、すなわち、国家内で争乱を起こしている (*στασιάζειν* [スタアスィアゼイン]), と言わざるをえないのであって、人は、こうした敵対状態を、国家内の争乱 (*στάσις* [スタアスィス]) と呼ばなければならない⁵⁴⁾。

iii) 「上述のような事態が生じ、とりもなおさず、国家が分裂した (*διαστή πόλις* [ディアステエーエ・ポオリス]) 場合、すなわち、たったいま、その定義について同意を見た・国家内の争乱にあっては、…」^{54.a)}。

イ) こうして、プラトーンは、 i) 一方では、前述のように、〈領土拡張〉を求めて「戦争」に突入する・ヘッルラアス (*Ἑλλάς*、「ギリシャ」) 地域に包攝されて所在する・個々の「^(ポオリス)国家」と、

ii) 〈同時に〉、また、他方では、上記・ア), ii), iii) に見られるように、「ギリシャ人」^(ポオリス)全体が構成する・一つの「^(ポオリス)国家」と、

iii) 二様の「国家」を、観念しているのである。

b) ア) しかしながら、『国政』・「第五編」の・上掲の〈規定〉からすれば、

イ) プラトーンが、「国家内の争乱」と言う場合の「国家」とは、後者、再言して、「ギリシャ人」の^(ポオリス)総体を包攝する・一つの「国家」であり、

ウ) したがって、〈領土拡張〉のために、^(ポオリス)個々の「国家」が相争うのは、正しく言えば、——プラトーン自身は、‘πόλεμος’ (「戦争」) という語をあててはいるものの、——「国家内の争乱」(‘στάσις’) と、呼ばれるべきである。

12) ところで、プラトーンは、 a) ア) 対話篇・『プハアイドォーン』 (*“Φαίδων.”*) にあって、同じソークラテエースの門下で自らの友人たるプハアイドォーンに、ソークラテエースの言として、つぎのように語ら

54) R., V. (E). Stallbaum, II, 470 · c-d ; Burnet, 470 · c, 5-470 · d, 1

54 · a) R., V. (E). Stallbaum, II. 470 · d ; Burnet, 470 · d, 3-4

しめている。

「しかり，戦争と，国家内の争乱と，市民間の紛争とを，生み出すものは，身体 ($\tau\acute{o}$ $\sigma\acute{\omega}\mu\alpha$ [トオ・ソォーオマァ])，すなわち，身体から発する欲望 ($\alpha\iota\tau\acute{o}\upsilon\tau\omicron\upsilon$ $\acute{\epsilon}\pi\iota\theta\nu\mu\acute{\iota}\alpha\iota$ [ハアイ・トゥーウトウ・エピトヒューミィアイ]) 以外の・なにものでも，ない。すなわち，財貨 ($\tau\grave{\alpha}$ $\chi\rho\eta\mu\acute{\alpha}\tau\alpha$ [タァ・クフレーマタァ]) の獲得ゆえに，あらゆる戦争が ($\acute{\pi}\acute{\alpha}\nu\tau\epsilon\varsigma$ $\omicron\iota$ $\acute{\rho}\acute{o}\lambda\epsilon\mu\omicron\iota$ [パァンテェス・ホオイ・ポォレエモオイ]) 生起するのであり，しかるに，私たちが，財貨の獲得を迫られるのは，身体 [から発する欲望] ゆえにであって，私たちが，身体 [から発する欲望] に奉仕する奴隷となるからである⁵⁵⁾。

イ) 再言すれば， i) 「国家」が， α) 人間の「生存」にとり「必要不可欠」な「労働生産物」を，〈社会的分業〉によって「確保」・「生産」し，かつ，相互に「交換」する〈限界〉を守る「健康な国家」であることを已め，

β) 「市民」が「身体に発する欲望」の「奴隷」に墮したがゆえに，「欲望」の「炎」に「膨れ上がった国家」から，

γ) 〈必然に〉，個々の「国家」間の〈領土争奪〉の「戦争」が，〈帰結〉するのである。

ウ) しかし，この「戦争」は，これも既に述べたとおり，

i) 「ギリシャ人が，ギリシャ人にたいして」，「争う」ことであり，正しくいえば，「ヘエッラァス」という・〈一つ〉の「国家」の〈内部〉での「争乱」 ($\sigma\tau\acute{\alpha}\sigma\iota\varsigma$) であつたのであつて，

ii) 前掲の言を以ってすれば，「あらゆる戦争の中で・最も惨たらしいもの」，とりもなおさず，なによりもまず《回避》されるべきもの，である。

55) Πλάτων : “Φαίδων.” Plātōnis Ōpera. “Phaedo.” Recōgnōvit brévīqve ad-notātiōne críticā instr̄xit Iōannes Burnet. Tomvs I. Oxonii, Typographēum Clarendoniānum. 1979. Stallbaum, I. 66 · c—66 · d ; Burnet, 66 · c, 5—66 · d, 1

エ) しかるに、その《回避》は、前掲の・ソークラテュースの言からすれば、「私たちが、身体 [から発する]」「財貨の獲得」への「[欲望] に奉仕する奴隷となる」ことを、〈已める〉以外に、〈道〉をもたないのである。

b) プラトーンは、ア) 『国政』・「第四編(Δ)」で、こう述べている。

「正義を生み出すこととは、魂が、己れの中にある・さまざまな能力を、それぞれの自然本性にしたがって、互いの中で、他を支配せしめ、他から支配されしめることである…」⁵⁶⁾。

イ) プラトーンにあっては、i) 「正義」とは、各「私人」・「個人」がそなえであるとともに、各「国家」の有すべき・ひとしく五つの〈主徳〉の一つである。

ii) それゆえ、上記・ア) のようにして「生み出」される「正義」は、「私人」・「個人」における「正義」であると同時に、「国家」における「正義」でもある。

ウ) したがって、i) 「国家」において上記のようにして「生み出」された「正義」こそ、

ii) 前出の・「私たちが」、「身体から発する・財貨の獲得」への「[欲望] に奉仕する奴隷となる」ことを、〈已め〉しめるものであり、

iii) それゆえ、「国家」間の〈領土争奪〉の「あらゆる戦争」——正しくは、「国家内の争乱」——を、《回避》せしめるものなのである。

c) しかるに、ア) プラトーンは、上記のように、「第四編」で「正義」を「生み出す」方法を示すのに〈先んじて〉、つぎのように、述べている。

「魂の中には」、「三つの根元性質 (εἶδη [エイデー]. pl. ; sg. 'εἶδος' ([エーエイドオス]))」がある。

一つには、「理性を使用する能力 (τὸ λογιστικόν [トォーロオギイステイ

56) R., IV. (Δ). Stallbaum, II. 444 · d ; Burnet, 444 · d, 8—10

コォン])」という「根元性質」であり、

二つには、「本性上、理性を用いる能力の援助者・協力者たる・気迫を發揮する能力 (τὸ θυμοειδές [トヒューモォエイデェス])」なる「根元性質」であり、

そして、三つには、「欲望を抱く能力(τὸ ἐπιθυμητικόν [トォ・エピイトヒューメューティコォン])」という「根元性質」である⁵⁷⁾。——

イ) 加えるに、別稿でも触れたように、プラァトォーンは、A. スミスにはるかに先んじて、〈社会的分業〉と、それが、「労働の生産力における進歩」・「労働の生産力の増大」を齎すこととの〈融合〉を、知っていたのであるが、「第二編 (B)」

ウ) 両者の〈融合〉の〈根拠〉の〈第一〉を、——「私たち人間の各人は、決して、他の各人とは同じような者として (ὅμοιος [ホォモォイオス])、自然本性上造られている (φύεται [フヒュエタァイ]) のではないのであって、すなわち、自然本性 [能力] (ἡ φύσις [ヘエー・フヒュスイス]) にあって、相異なるものであるから (διαφέρων [ディアフエロォーン])、互いに、他人とは異なる作業に従事しなくてはならない (ἄλλος ἐπ' ἄλλου ἔργου πράξει [アッルロォス・エパアッルルウ・エルグウ・プラァクサァイ])⁵⁸⁾——上の「自然本性」に《したがって》、「各人」の「自然本性」に〈適合した〉作業に従事〈する〉ところに、(κατὰ φύσιν' ([カァタァ・フヒュスイン])。『自然本性にしたがって』)の《思想》

ii) また、〈根拠〉の〈第二〉を、——〈第一〉の〈帰結〉、——すなわち、それゆえ、各々の「自然本性にしたがって」〈社会的分業〉の・それぞれに「異なる」部門を担当する各〈生産者〉が、「他の部門の作業には、手を出さない

57) R., IV. (Δ). Stallbaum, II. 440 · e-441 · a ; Burnet, 440 · e, 3-441 · a, 4

58) R., II. (B). Stallbaum, II. 370 · a-370 · b ; Burnet, 370 · a, 7-370 · b, 1

(σχολῆν τῶν ἄλλων ἀγῶν [スクホオレエーン・トオーオン・アツルロオーン・アゴオーン])⁵⁹⁾, ないしは, 「いったん着手した作業に, 副業としてではなく, 専念する (τῶ πραττομένῳ ἐπακολουθεῖν μὴ ἐν παρέργου μέρει [トオーオ・プラットオメエノオー・エパアコオルウトフエーエイン・メエー・エン・パアレエルグウ・メエレエイ])⁶⁰⁾」ところに, 置いているのである。

d) このところから, プラアトオーンは,

ア) 前掲の・「魂の中にある」・「三つの根元性質」にも, <社会的分業> にかんする・上掲の・二つの <根拠> を《適用》し,

イ) すなわち, 「三つの根元性質」を, それぞれの「自然本性にしたがって」<働かしめる> ことによって,

ウ) 「労働の生産力にあつての進歩」に相当するものとしての「正義」を, 「生み出す」ことを, 構想したのである。

13) すなわち, プラアトオーンは, 前出・「第四編」の箇所を, a) まず, こう言う。

ア) i) 「一方で, 理性を使用する能力には, つぎの理由で, 支配する働きをする (ἀρχεῖν [アルクヘエイン]) のが, ふさわしいの (προσῆκει [プロオスエーケエイ]) ではないか。その理由とは, この能力が, 知の能力であり (σοφόν οὖν [ソオプフオン・オン]), すなわち, 魂の全体にわたって, 先々を見通す能力 (ἔχον τὴν … προμήθειαν [エクフオーン・チェーン…プロオメエートヘエイアーン]) である, というところにある。他方, 氣迫を發揮する能力には, この・理性を使用する能力の従者であり戦友であるのが, ふさわしいのではないか⁶¹⁾。

59) R., II. (B) Stallbaum, II. 370 · c ; Burnet, 370 · c, 4-5

60) R., II. (B) Stallbaum, II. 370 · b-370 · c ; Burnet, 370 · b, 11-370 · c. 1

61) R., IV. (Δ). Stallbaum, II. 441 · e ; Burnet, 441 · e, 4-6

ii) 「…音楽・文芸の技術と身体鍛練の技術との渾然一体は、理性を使用する能力と、氣迫を発揮する能力とを、均衡のとれたものとせずにはおかないのではあるまいか。それは、一方の・理性を使用する能力を、美しい^(ことば)詞と学習とを用いて、高め・養い、他方の・氣迫を発揮する能力を、和音と旋律とを以って和ませながら、やわらげ・穏やかならしめることによって、である」⁶²⁾。

イ) ついで、以下のように言われるのである。

「[1.] そして、上記の・二つの能力が、いま述べたようにして育^(はぐ)くまれるならば、すなわち、真実に、それぞれ自己本来の働き(τὰ αὐτῶν [タァ・ハアウトオーオン])を、学習しかつ教育されるならば、[2.] この・二つの能力は、欲望する能力(τὸ ἐπιθυμητικόν)を、支配せずにはいないのである(προστήσεσθον [プロオステューセエストホオン])。[3.] 言うまでもなく、この・欲望を抱く能力こそ、各人にあつて、魂がもつ・最強の能力であり、その自然本性によって、財貨に飢え・飽くことを知らぬものである。——[4.] あの・二つの能力は、かかる・欲望を抱く能力を監視しなければならない(τηρήσετον [テューレーセトオン])。[5.] 監視する目的は、この能力が、身体にかかわって喚び起こされる快感(ἡδοναί [ヘエードオナァイ])に満たされて、増大し・強力となり、加えるに、自己本来の働き(τὰ αὐτοῦ [タァ・ハアウトウーウ])を離れて、己れの根元性質の分担ならざる・あの二つの能力を、己れの奴隷とし(καταδουλώσασθαι [カァタアドウロオーサラストハアイ])、すなわち、これを支配せんと(ἀρχεῖν [アルクフエイン])と企てることのないように、したがって、万人の生命・ことごとくを、滅ぼすに至ることのないように、するところにある」⁶³⁾。([1.], 等は、

62) R., IV. (Δ). Stallbaum, II. 441 · e—442 · a ; Burnet, 441 · e, 8—442 · a, 2

63) R., IV. (Δ). Stallbaum, II. 442 · a—442 · b ; Burnet, 442 · a, 4—442 · b, 3

引用者による)。

b) ア) ここに述べられている・二つの「能力」・対・一つの「能力」との・各々の「働き」の間の・それぞれの「根元性質」・「自然本性」に「したがう」・「支配」・「被支配」の〈分業〉からするならば、

イ) 前出の「正義を生み出す」と言われる時の「正義」、すなわち、「魂が、己れの中にある諸能力に、それぞれの自然本性にしたがって、互いに、他を支配せしめ、他から支配されしめることである…」とされる場合の「正義」とは、

c) ア) 「理性を使用する能力」が、「気迫を発揮する能力」の「援助」・「協力」を得て、

イ) 「欲望を抱く能力」を「支配」とともに、

ウ) 後者の「能力」が、逆に、前者の・二つの「能力」を「支配」する「企て」に出ることがないように、「監視」する・その〈分業〉に、〈ほかならない〉ことになる。

d) しかるに、ア) 「欲望を抱く能力」が、「財貨に飢え飽くことを知らぬもの」であり、

イ) そして、前出に見たとおり、この・「財貨」の「獲得」が、「戦争」——正しくは、「国家内の争乱」——の〈原因〉であるのであったから、

e) ア) 「理性を使用する能力」が、「欲望を抱く能力」を「支配」し、「監視」する〈分業〉としての「正義」は、

イ) 「戦争」・「国家内の争乱」を《回避》する〈唯一の道〉であり、

ウ) まさしく、「国家」の主徳としての「正義」である。

e) プラトーンが、『国政』・「第五編」の終り近くで、前出のように、「戦争」と「国家内の争乱」との・各々の〈規定〉を与えたのちに、

ア) 私たちが「推理」によって「造っている」「国家」は、

i) 「ギリシャ人の国家」であって、

ii) それの「市民」は、「徳に高く・柔和」であり、

- iii) 「ギリシャを愛する市民」であり、
- iv) 「ギリシャを、自らの一家と考え」、
- v) 「ほかのギリシャ人と聖式を共にし」、
- vi) 「ギリシャ人同志の仲違いを、一族の仲違いと見て、国家内の争乱とは、考えず、また、もとより、戦争とは名づけず」、
- vii) 「和解する意図を以って、仲違いし」、
- viii) 「仲違いの相手を、優しく戒める」ように「振舞う」「市民」である⁶⁴⁾、
——と述べているのは、

- イ) i) 自らが「造っている」「国家」は、「国家内の争乱」とは〈無縁〉な「国家」であり、
- ii) そして、こうした「市民」を擁する「国家」は、前述の「正義」に基づく「国政」によって、生ずるのである、ということを示そうとしたもの、と解するほかは、ない。

14) a) しかし、プラトーンは、同時に、——

ア) 「かかる国政そのものが、いかにして、産出されうるか、すなわち、そもそも、いかなる方法によって、産出されうるか」——という問いを立てるのを、忘れてはしなかったのであって、

イ) そのところから、プラトーンは、果たして、「第一編」から、長い・討論の過程を辿って、「そもそも、正義とは、なにであるのか、また、もし、完全に正しい人間が存在するとすれば、その人間とは、いったい、どのような人間であるのかを、私たちが探究してきた」のは、「あくまで、正義の原型⁶⁵⁾と、正しい人間の原型とを念頭においてのことであった(παράδειγματος ἕνεκα [パラアδείγμαトオス・ヘエネエカア])」,

64) R., V. (Δ). Stallbaum, II. 470 · e-471 · a ; Burnet, 470 · e, 4-471 · a, 7

65) 本・脚注は、長文にわたるため、本稿・本文の末尾に、記した。

とした上で、

b) ア) 「原型」としての「正義」ならびに「正しい人間」とは、〈存在するものではない〉けれども、

イ) しかし、その「原型」は、——再言して——「欲望を抱く能力」にたいする・「理性を使用する能力」・「知の能力」の「支配」であり、それゆえ、「国家内の争乱」を《回避》する〈唯一の道〉を示すものであって、

c) 換言すれば、ア) 「現在の諸国家において、災禍〔争乱〕多きは、果たして、いかなる原因によるものであり、前述の・国家内の争乱なき国家のように、統治が行われていない理由は、いったい、なにであるのか」、

イ) また、「現在の諸国家が、国家内の争乱を生ぜしめることのない・あの国政に移行しうるためには、最低限、どのような変貌が、条件となるか」を、

ウ) 「探究し、かつ、挙示する」さいの「指針」(τρόπος [トロポオス]) となるものである⁶⁶⁾、——と述べた上で、

d) その・「正義」の「原型」に基づく・「最低限」必要な・「国政」の「変貌」を、俗にプラトーンの・《哲人王》の説と呼ばれるものとして、示すのである。すなわち、

「知の探究者 (οἱ φιλόσοφοι [ホオイ・プヒイロオソオプホオイ]) が、国家にあって統治を行う (βασιλεύωσιν [バアスイレウオースイン]) か、あるいは、現在、統治者 (οἱ βασιλῆς [ホオイ・バアスイレエーエス]) すなわち権力保持者 (δύνασται [デュナアスタアイ]) と称されている者が、真実に、とりもなおさず、十二分に、知を探究し、したがって、国家が有する権力 (δύναμις … πολιτικῆ [デュナアミイス…ポオリイーテイケエー]) と知の探究とが、合して同一となり (εἰς ταὐτὸν συμπέση [エイス・タアウトオン・シユムペエセエー])、卓越した自然本性をそなえた人々が、現在の・

66) R., V. (E). Stallbaum, II. 472 · b—473 · b ; Burnet, 472 · b, 3—473 · b, 7

国家が有する権力か知の探究か、のいずれかへの分断から、否応なく、引き離される、という以外には、国家 (*αἱ πόλεις* [ハアイ・ポォレエイ^ス]) にとって、災禍 (*κακὰ* [カァカァ]) の已むことはなく、いな、人類 (*τὸ ἀνθρώπινον γένος* [トォ・アントフロオピイノオン・ゲェノォス]) にとっても、災禍の已むことはない、と私には考えられるのであり、また、かくなる以前には、前述の国政自体が、断じて、生まれ出ることはなく、すなわち、力を得、陽光を仰ぐことはないのではあるまいか、と私は憂えているのである。…」⁶⁷⁾。

e) ここに言われる「災禍」とは、これまでの論述からすれば、「国家内の争乱」を指すと見るほかはなく、あるいは、「人類」の視点からすれば、前出の・「万人の生命・ことごとくを滅ぼすに至る」事態である、と解すべきである。

f) こうして、プラト^ンが、ここで、「知の探究者」と「国家」の「統治者」との、ないしは、「知の探究」と「国家が有する権力」との、「同一」化という構想のもとに語らんとしているのは、

ア) i) 「欲望を抱く能力」にたいする・「知の能力」すなわち「理性を使用する能力」の見現者たる「知の探究者」による「支配」としての「正義」が、

ii) 「統治者」の保持する「国家が有する権力」の〈行使〉そのもの——すなわち、——「国家」における「正義」となり、

イ) したがって、「国家」と「人類」とは、「国家内の争乱」、「万人の生命・ことごとくの滅び」、すなわち、「災禍」から、〈隔絶〉されることを得るのであって、

ウ) それが、プラト^ンが「推理」によって「造っている」・「争乱」

67) R., V. (E). Stallbaum, II. 473 · b–473 · e ; Burnet, 473 · b, 6–473 · e, 2

とは〈無縁〉な「国家」を生み出す・「原型」としての「国政」への「変貌」である——ということである⁶⁸⁾。

15) a) こうして、プラトーンは、ア) 「身体」の「能力」にたいする・「魂」の「能力」(「理性」・「知」の「能力」)の「支配」という・《分業》の〈理論〉によって、

イ) 「国家」と「人類」とから、「争乱」を〈排除〉するものとしての「正義」の〈理論〉を、構築した。

b) これにひきかえ、アリストテレスは、

i) プラトーンから、第一の〈理論〉の・半ばは学んだが、

ii) そこから自らが〈帰結〉せしめたのは、第二の・「正義」の〈理論〉どころか、〈人間差別論〉であったのである。

16) とはいえ、しかし、a) 上述の限りにあつては、プラトーンは、アルクヒューターースとは異なって、

ア) 「国家内の争乱」の〈原因〉が、*‘πλεονεξία’* (「他人の取分から、他人の取分と等しかるべき・自分の取分より以上のものを、取得すること」)である、とはしておらず、

68) 岩波書店・刊『プラトン全集』・第11巻中に、『国政』を、『国家』という訳語のもとに、(「国家」は、*‘πόλις’* ([ポオリイシ])の訳語であるべきである)訳出した・現・京都大学・名誉教授・藤澤令夫は、この箇所での・プラトーンの論述に、下記の・訳注・1を、付している。

「1 いわゆる「哲人王」の宣言として、プラトンにおいて最もよく知られた言葉の一つである。…。

真の政治は哲学(学問)に裏づけられていなければならないということは、ある意味で当然の主張であるが、…。(同巻・395 ページ)

この訳注は、『国政』における・最大の探究対象の一つたる「正義」にかんする〈理論〉と、この箇所にあつての論述との構造連関を、〈全く理解しえていない〉《噴飯》ものの・空疎な言辞にすぎない。

イ) 繰り返して見たとおり、「理性を使用する能力」・「知の能力」による「支配」を受けぬ限り、「財貨に飢え飽くことを知らぬ」「欲望を抱く能力」が、「争乱」の〈原因〉である、と語っているにとどまる。

b) けれども、‘*πλεονεξιᾶ*’とは、かかる「欲望を抱く能力」以外のところから、生ずる〈はずはありえない〉ものである。

c) ア) 事実、プラトーンは、とくに『国政』と『法』とにあつて、‘*πλεονεξιᾶ*’、ないし‘*πλέον ἔχειν*’、‘*πλεονεκτεῖν*’なる語を、多用している。

ア) 『国政』について言えば、本稿執筆者が見出した限りでは、i) ‘*πλεονεξιᾶ*’の語は、「第二編」と、「第九編」とに、各・一回、

ii) ‘*πλεονεκτεῖν*’の語は、「第一編」に、十回、「第二編」に、二回、

iii) そして、‘*πλέον ἔχειν*’が、「第一編」に、四回、用いられている。

ウ) それゆえ、i) 本稿・次・17) 以下において、なされなければならないのは、

ii) これらの語が、いかなる文脈において、それゆえ、いかなる意味において、用いられているか、を吟味することであり、

iii) プラトーンにあつてもまた、「国家内の争乱」の〈原因〉が、‘*πλεονεξιᾶ*’におかれている、と分析されうるのではあるまいか、——その点を検証することである。

65) a) ア), i) この語は、複数形であり、単数形は、‘*παράδειγμα*’ ([*παράδειγμα*]), 「中性名詞」であつて、「動詞」・‘*παρδείκνυμαι*’ ([*παρδείκνυμαι*]) ないし ‘*παρδείκνυμι*’ ([*παρδείκνυμι*]) に、対応する。

ii) 上記の「動詞」は、「前置詞」・‘*παρά*’ ([*παρά*]) を「前綴」とし(この場合には、「(～に) 沿つて」の意)、「示す」等の語意をもつ「動詞」・‘*δείκνυμαι*’ ([*δείκνυμαι*]) ないし ‘*δείκνυμι*’ ([*δείκνυμι*]) を「語幹」とする「合成動詞」であり、したがつて、‘*παρδείκνυμαι*’、‘*παρδείκνυμι*’は、「(～に) 沿つて、(～を) 示す」を原意とするが、しかし、一般には、「示す」・「提出する」・「(～を、～として) 表出する」等の語意で用いられた。

iii) それゆえ、この「動詞」に対応する「名詞」・‘παράδειγμα’も、上記・「動詞」の原意に応じて、「型」・「方式」・「模型」；「模範」・「手本」；また、「範型」・「原型」の語意をもった。

イ) i) ところで、この‘παράδειγματα’なる概念について、アリストテレスは、通称『形而上学』(“Τὰ Μετὰ Τὰ Φυσικά.” [タァ・メェタァ・タァ・プヒユシカァ])・「第一編」・「第九章」で、つぎのように述べている。まず、

「人間 (ὁ ἄνθρωπος [ホオ・アントフローポオス])」の「原型 (παράδειγματα)」は、「動物 (τὸ ζῷον [トォ・ゾォーオオン]) と二足のもの (τὸ δίπουν [トォ・ディプウン]) と」であり、「人間」の「原型 (τὸ εἶδος [トォ・エーエイドオス])」は、「人間そのもの (τὸ αὐτοάνθρωπος [トォー・アウトオアントフローポオス])」である¹⁾。

ii) すなわち、アリストテレスは、α) 一方で、「人間」が、「動物」と「二足のもの」という・二つの〈規定範囲〉に入る存在であり、しかし、「動物」と「二足のもの」という〈規定範囲〉自身が、〈感覚されうる [例えば、視覚能力によって知覚されうる]〉場合と、

β) 他方、〈感覚されうる〉ものとしての「人間」・A、「人間」・B、等が、「人間そのもの」という・〈感覚されえない〉〈規定範囲〉にある存在として、とらえられる場合と、

γ) この〈二様〉の〈規定範囲〉を設定し、

iii) α) 前者の〈規定範囲〉を、‘παράδειγμα’の、

β) 後者の〈規定範囲〉を、‘εἶδος’の、

概念とするのである。

ウ) しかしながら、i) 「人間」・A、「人間」・B、等も、〈感覚されうるもの〉であるが、

ii) それの‘παράδειγματα’である「動物」と「二足のもの」もまた、〈感覚されうるもの〉である。なぜなら、両者は、〈区別されうる〉からである。

iii) これにたいし、‘εἶδος’としての・したがって、「人間」・Aでもなく、「人間」・B、等々でも〈ない〉「人間そのもの」は、当然、〈感覚されえないもの〉である。

エ) では、i) 上記・三者間の〈関係〉は、どのようにとらえられるべきであるのか。

ii) 「人間そのもの」という‘εἶδος’は、「動物」と「二足のもの」という‘παράδειγματα’そのものの‘παράδειγμα’である、と思考する以外に、ない。

果たして、アリストテレスは、こう言う。

「外部感覚器官によって知覚される対象(*τὰ αἰσθητά* [タァ・アイストヘエータァ])の原型(*παρδείγματα*)が、*τὰ εἶδη* ([タァ・エイデー]. '*τὸ εἶδος*'のpl.形)である」²⁾。(ここに用いられている・'τὰ'を伴う「複数形」は、〈普遍性〉を表示する)。

b) しかし、であるとすれば、ア) さらに〈問われる〉べきは、もとより、「人間」・A、「人間」・B、等と、「人間そのもの」という '*εἶδος*' との〈関係〉である。

イ) 上掲の・僅かに後で、アリストテレスは、プラトーンの対話篇・『プハイドオン』を挙げ、つぎのように記している。

「プハイドオンの中で、こう言われている。～であること (*τὸ εἶναι* [トォ・エーエイナアイ]) の原因 (*αἰτία* [アイティア]) も、～となること (*τὸ γίνεσθαι* [トォ・ギグネエストハイ]) の原因も、原型 (*τὰ εἶδη*) である、と」³⁾。

ウ) この言は、アリストテレスが、—— 前掲の〈問い〉に答える立論は、プラトーンの『プハイドオン』が語っている、—— と示唆しているもの、と解されうるのである。

エ) そこで、吟味は、アリストテレスから、プラトーンに、移る。

c) 『プハイドオン』なる対話篇は、ソークラテースが毒杯を仰いだ当日、それと知らずに牢獄内に集まっていた門下の若者たちと、この師が、「魂の不死」について論じ合った対話を内容とするものであるが、

イ) とりわけて、ソークラテースと、頭脳俊敏な若者ケベース (*Κέβης*) との間で、下掲のように、「魂が不死であることを見出す望みを抱きうる」事柄として、「あらゆる存在者」の「存在」の「真実」 (*ἡ ἀλήθεια* [ヘエー・アレートヘエア]), 換言して、「存在」の「原因」 (*αἰτία* [アイティア]) が、「最も強力」な「論拠」によって「提示」されるとするさいに、下記のように、ある立論が現われるのである。

ア) すなわち、ソークラテースは、ケベースに向かい、第一に、—— 私は、「存在者」の「原因」 (*αἰτία*) という「原型 (*τὸ εἶδος*)」をあなたに示す者であるが、

「美 (*τι καλὸν* [ティ・カカロオン]) それ自体 (*αὐτὸ καθ' αὐτὸ* [アウトォ・カアトハアウトォ]), 善 ([*τι ἀγαθὸν* [[ティ]・アガトホオン]) それ自体, 崇高 ([*τι μέγα* [[ティ] メェガァ]) それ自体, および, 他の・あらゆるもの・それ自体が, 存在する (*εἶναι* [エーエイナアイ]), と「私は想定する」ものであって、—— と語る⁴⁾ のである。

イ) 上掲で、「美それ自体」と表現した原語・'*τι καλὸν αὐτὸ καθ' αὐτὸ*' につい

て言えば、

i) ‘τι καλόν’ (本来は、‘τὶ καλόν’) は、「主語」が、「無規定・かつ普遍的な概念」を表示する「形容詞」(この場合には、‘καλός’ ([カァロオス], 「美しい」) の「中性・名詞」用法 (‘καλόν’. 「美しさ」) である時、「単なる中性形・形容詞ではなく、それに τὶ (あ) (「或る」) という「不定代名詞」が付加される [いわば、「美しさ」の「あるもの」] という語法⁵⁾ の一例であり、

ii) ついで、‘αὐτό’ は、「哲学上の語法」の場合、「抽象的概念そのもの [この場合には、‘καλόν’. 「美しさ」] を表現するために、‘αὐτός’ ([アウトオス]. [m.] ; ‘αὐτή’ [アウトエー]. [f.] ; ‘αὐτό’ [アウトォ]. [n.]. 「それ自ら」) が用いられるが、「プラトーンにあっては、しばしば、規定されるべき概念に、中性形・‘αὐτό’ が、先行せしめられる⁶⁾ 用例の一つであって、ただし、上記の場合には、‘καλόν’ に ‘τι’ が「先行」するため、‘αὐτό’ が ‘καλόν’ に「後続」しているのである。

iii) 最後に、‘καθ’ αὐτό’ は、「前置詞」・‘κατά’ + ‘αὐτό’ (‘αὐτό’ は、アッティカア地域語の「再帰代名詞」・「三人称」形 (‘ἐαυτοῦ’ ([ヘエアウトウーウ]. 「それ [自身] の」) の「中性」・「第四格」/「対格」形) であり、「前置詞」・‘κατά’ の語意にしたがい、本来は、「それ自身によって」(「それ自身以外のものの力は、かりずに」) であるが、通常、「それ自身で独自に」・「それ自体のみで」の意で⁷⁾、用いられたものである。

d) ア) さて、こうして、プラトーンは、ソークラァテエースに、まず、「美それ自体」、「善それ自体」、「崇高それ自体」、および、「他の・あらゆるもの・それ自体」が、「存在する」、と述べさせ、

この「それ自体」が、「存在者」の「存在の原因」・「存在の真実」であることを、示唆せしめるのである。

イ) このあと見るように、上掲の「それ自体」が、『プハァイドォーン』を含む・プラトォーンの・中期の著述に現われる・「イデェアー (ιδεῖα)」ないし「エーエイドォス (εἶδος)」の概念である。

e) ア) では、この「存在の原因」・「存在の真実」と、「存在者」とは、どのような〈関係〉に立つものであるのか。

イ) つづいて、

「この点について、あなたが私に賛同され、かかる・それ自体が存在することに同意するならば、かかるものに基づいて、私は、あなたに、あらゆる存在者の原因を示すことができる望みと、また、魂が不死であること見出すことができる望みとを、抱きうるのです」——として、つぎのように、上記の〈関係〉が、述べられていく。

「私には、美そのもの (αὐτὸ τὸ καλόν [アウトオ・トオ・カアロオン]) とは別の・美しいもの (ἄλλο καλὸν πλὴν [アッルロオ・カアロオン・プレーン]) が、どういふものであるにせよ (εἴ τί ἐστιν [エイ・ティ・エスティン]), ともかくも、美しいものとは、肝心の・美しさ (ἐκείνο τὸ καλόν [エケエイノオ・トオ・カアロオン])。 「美それ自体」を指す) に、あずかる (μετέχει [メテエクヘエイ]) ことを根拠にする (διότι [ディオティ]) 以外には、いかなる根拠によっても、美しいものであることはない (οὐδὲ δι' ἐν [ウデエ・ディ'・ヘエン]), と思われるのですよ。もちろん、私が申し込んでいる意味は、あらゆる存在者 (πάντα [パェンタァ]) が、これと同じである、ということ。あなたは、原因 (αἰτία) とは、こうしたものである、ということに、同意なさいませうかな⁸⁾。

ウ) すなわち、 i) 「美しいもの」が「美しいもの」で〈ありうる〉ことの「根拠」、
ii) いな、総じて、「あらゆる存在者」が〈それぞれ〉の「存在」を〈有しうる〉ことの「根拠」は、

iii) α) ひとり、「美しいもの」の「原因」たる「美しさ」に、「あずかる」ことのみであり、

β) また、〈それぞれ〉の「存在」の「原因」である・〈それぞれ〉の「存在」〈それ自体〉に、「あずかる」ことをおいて、ほかにないのであって、

iv) かかる・「原因」としての「美しさ」・「美そのもの」、 「美それ自体」; 〈それぞれ〉の「存在」〈そのもの〉・〈それぞれ〉の「存在」〈それ自体〉が、「美しいもの」の、また、〈それぞれ〉の「存在者」の、「イデアー」であり、「エーエイドオス」である。

f) しかし、プラトーンは、上掲の「根拠」、すなわち、「美しさ」に「あずかる」、と言う・その「あずかる」ことを、さらに立ち入って、つぎのように〈規定〉するのである。

「いやいや、私は、これに匹敵するほどに考えの凝らされた原因を、ほかに知りませんし、また、知ることはできもできないのですよ。そうです。人あって私に、どのようなものであれ、すなわち、あでやかな色彩 (χρῶμα [クワロオーオマァ]) であれ、鮮やかな形態 (σχῆμα [スクエヘエーエマァ]) であれ、これに類する・他の・どのようなものであれ、いかなる根拠によって (δι' ὅτι [ディ'・ホオティ]), 美しいものである (καλόν ἐστιν [カアロオン・エスティン]) のか、と要諦を衝いてくるとしますならば、「私は、私の判断としましては、ゆるぎなく、絶対に、また、それとひとしく、ひたすらに、つぎのように理解しているのですよ。すなわち、美しいものを、美しいものたらしめる (ποιεῖ αὐτὸ καλὸν [ポイエーエイ・アウトオ・カアロオン]) ものは、肝心な・

美しさの・当の・美しいものの許への現在 (*παρουσία* [パアルウスィアー]) なり、ないしは、美しさの・当の・美しいものとの共同 (*κοινωνία* [コイノォーニィア]) なりが、あるいは、どのような仕方であるにせよ、当の・美しいものに密着している (*προσγενομένη* [プロオスゲェノォメェネェー]) こと以外には、ないのである、と理解しているのです⁹⁾。(傍点は、引用者による)。

ア) i) すなわち、「美しいもの」、ないしは、総じて、「存在者」が、「美しさ」・「美それ自体」・「美そのもの」、かかる「美しい」ことの「原因」に、

ii) また、〈なにか〉の「存在」「それ自体」・「そのもの」、〈なにか〉の「存在」の「原因」に、

iii) 「あずかる」ことが、

iv) 「根拠」となって、

イ) i) 「美しいもの」が「美しいもの」たりえ、

ii) 総じて、「あらゆる存在者」が、〈それぞれ〉の「存在」を有しうる・その・「あずかる」という「根拠」は、——

ウ) i) 「美しさ」・「美それ自体」・「美そのもの」・「美しい」ことの「原因」・「美」の「イデェアー」・「エーェイドォス」が、

ii) また、〈それぞれ〉の「存在」の「原因」・〈それぞれ〉の「存在」の「イデェアー」・「エーェイドォス」が、

エ) i) 〈美しくあるもの〉の、〈それぞれ〉の「存在」を〈有するもの〉の、「許に現在」し、

ii) それと「共同」し、

オ) しかも、 i) その「現在」・「共同」が、

ii) 〈美しくあるもの〉、〈それぞれ〉の「存在」を〈有するもの〉に、「密着」していることである、——

と立入って〈規定〉されるのである。

g) そして、この場合、ア) 上記の・さらに〈規定〉された「根拠」は、

イ) 上掲のように、 i) 例えば、「美しいもの」「である」ことの「根拠」でもあり、

ii) また、「美しいもの」を「美しいもの」「たらしめる」——「美しいもの」が「美しいもの」〈となる〉——ことの「根拠」でもある、とされるのである。

ウ) 上の事柄は、「美」の「イデェアー」・「エーェイドォス」・「原因」が、つぎのように告げられる時に、明言されることになる。

「もとより、私は、まだ、この理解を、確信をもって断定いたすわけではありませ

んが、少なくとも、美しさ (τὸ καλόν [トオ・カァロオン]) によってこそ、美しいもののすべて (πάντα τὰ καλὰ [パァンタァ・タァ・カァラァ]) が、美しいもの (καλὰ [カァラァ]) となる (γίγνεται [ギィグネェタァイ])¹⁰⁾、ということは、断定するのですよ。なぜなら、このことは、私にとりまして、この上なく・ゆるぎない事柄である、と思われるからですし、私自身によってのみか、他の人々によっても、擁護されるべきもの、と思われるからです。この理解をとって離れない私は、美しさによってこそ、美しいものが、美しいものとなる (γίγνεται)¹¹⁾、ということは、断じて滅びることのありえないもの (οὐκ ἄν ποτε πεσεῖν [ウク・アン・ポォテェ・ペェセェーエイン]), いな、ゆるぎないもの、と考へ、また、私にとっても、他の・いかなる人によっても、擁護されるべきもの、と考へているのですよ。あなたにも、そのようには思われませんか¹²⁾。

エ) i) アリイストォテェレェースが、——『プハァイドォーン』の中で、「～であることの原因も、～となることの原因も、原型である」と言われている、——としているのは、

ii) 以上に述べた経緯を、指しているものである。

h) ところで、ア) 「美しいもの」、「善なるもの」、「崇高なるもの」は、「存在する」し・「存在せしめられる」けれども、

イ) i) 「美しさ」・「美それ自体」・「美そのもの」は、〈存在しない〉。この・「美」の「イデェアー」・「エェイドォス」は、《場所ならざる場所に、住む》ものに、ほかならないからである。

ii) 「善」の「イデェアー」・「エェイドォス」；「崇高」の「イデェアー」・「エェイドォス」もまた、しかり、である。

iii) α) 「人間」・A, 「人間」・B, 等は、まさに、「存在者」であるが、

β) 「人間そのもの」は、かかる「存在者」が、それに「あずかる」ことによって、「人間」で〈ありうる〉ものであり、

γ) ないしは、「人間そのもの」が、これら「存在者」の許に「現存」し・これと「共同」して、しかも、その「現在」・「共同」が、「存在者」と「密着」していることにより、かかる「存在者」を「存在せしめる」、すなわち、「人間」「たらしめる」のであって、

δ) それゆえ、「人間そのもの」は、「人間」を「存在せしめる」・「人間」の「イデェアー」・「エェイドォス」ではあるけれども、〈自らは〉、〈存在しない〉のである。

ウ) 本・脚注・65) を付した・本稿・本文にあつて、

i) つづく論述・b) に、「正義」の「原型」(παράδειγμα), ならびに、「正しい人

間」の「原型」は、〈存在するものではない〉¹³⁾、とされながら、

ii) しかし、にも拘らず、論述・c) に、その「原型」の《機能》が語られるのは、
エ) 『プハ・アイドーン』とともに、プラトーンの・中期の著述を形づくる『国政』における・「正義」と「正しい人」との「原型」・「イデエアー」・「エーエイドオス」の概念を、示すものである。

オ) そして、プラトーンが、『国政』にあつては、上記の‘ιδεα’・‘εἶδος’ とく同→の概念として、‘παράδειγμα’ のそれを用いていることは、注目に値する事柄である。

1) Ἀριστοτέλης : “Τὰ Μετὰ Τὰ Φυσικά.” *Metaphysica. Recōgnōvit brévique adnotātiōne críticā instrūxit* W. Jaeger. (以下, M. と略記) Bekker, 991 · a : Jaeger, 991 · a, 27–29

なお、‘αἰτοάνθρωπος’ なる語は、アリイストオテエレーエスの造語であり、Liddell-Scott は、「イデエアーとしての人間」、「人間の形相」と解している。

この語は、「男性名詞」であるので、辞典には、‘ὁ [ホオ] αἰτοάνθρωπος’ と表記されているが、アリイストオテエレーエスは、見るとおり、‘τὸ [トホ] αἰτοάνθρωπος’ と、「中性名詞」扱いにしている。

2) M., Bekker, 991 · a ; Jaeger, 991 · a, 29–30

3) M., Bekker, 991 · b ; Jaeger, 991 · b, 3–4

4) Πλάτων : “Φαίδων.” *Platōnis Ōpera. Phaedo. Recōgnōvit brévique adnotātiōne críticā instrūxit* Iōannēs Burnet. Oxoniī, Typographeum Clarendoniānum. 1979 (以下, Ph. と略記)。Stallbaum I. 100 · b ; Burnet, 100 · b, 5–7 p. 146

5) Kühner, et aliī : op. cit. Tl. II. Bd. 1. S. 60

6) Kühner, et aliī : op. cit. Tl. II. Bd. 1. S. 653–654

7) Kühner, et aliī : op. cit. Tl. II. Bd. 1. S. 480

8) Ph., Stallbaum, I. 100 · c ; Burnet, 100 · c, 4–7

9) Ph., Stallbaum, I. 100 · c–100 · d ; Burnet, 100 · c, 9–100 · d, 2 Stallbaum, I. 100 · d ; Burnet, 100 · d, 3–6

10) Burnet の「脚注」によれば、この‘γίγνεται’の語は、ヴェネツィア稿本には、あり、ボドリアン・ライブラリ稿本、ウィーン稿本には、ない、という。p. 146

11) この‘γίγνεται’の語は、ヴェネツィア稿本とウィーン稿本とは、あり、ボドリアン・ライブラリ稿本には、ない、という。p. 146

12) Ph., Stallbaum, I. 100 · d-100 · e ; Burnet, 100 · d, 6-100 · e, 3

13) <存在するものではない>ということは、つぎの比喩によって示されているところである。

[ソークラテース, グラウコーンに向かって]

「ところで、あなたは、一点も美しさに欠けるところのない人間とは、かかる姿・形でもあろうか、という・その典型 (παράδειγμα) を描き、細大余さず絵に書きながらも、いったい、どのようにすれば、かかる人間が生まれうるのかを、示すことができ (ἀποδείξει [アポデューエイクサイ]) ないような画家は、へぼ肖像画家である、とお考えになりますかな。」

「とんでもないことです。私は、そうは考えません、とグラウコーンは、言うのであった」。 (R., V. (E). Stallbaum, II. 472 · d ; Burnet, 472 · d, 4-7)

すぐれた肖像画家は、「人間」がそなえる「美」の「原型」・「イデアー」・「エーエイドス」を持ちくうる>のであり、また、その「原型」・「イデアー」にしたがって「一点も美しさに欠けるところのない人間」の「絵」の「典型」は描きくうる>のであるけれども、

しかし、「かかる人間」を、<生み出す>、<存在せしめる>ことは、<できない>。

このことは、「人間」がそなえる「美」の「原型」・「イデアー」が、すぐれた肖像画家の <中にのみ>、<存在しうる> にすぎない、ということである。

(以下、次号)